

資料 「太魯閣蕃」(『臺灣日日新報』連載記事)

前 圭 一

解説

日本の台湾統治期に発行された『臺灣日日新報』は、台湾総督府の御用新聞^註として、台湾総督府のPR版的役割を果たした。この新聞に、大正三(一九一四)年、「太魯閣蕃」と題する記事が掲載されている。この記事は、大正三年、台湾総督府による太魯閣原住民討伐にあたって、連載記事として掲載されたものである。記事は、討伐行動開始前の大正三年三月七日から行動開始(五月二十日、佐久間総督の軍命令により、作戦開始)直前の四月三十日まで四十六回にわたって連載されている。

記事の冒頭記述によれば、この記事の目的は、理蕃五ヶ年計画(大正三年終了)が「太魯閣蕃の解決を以て其大事業」としている中で、「太魯閣蕃」の内情について「一般読者の参考に資せん」としたものである。太魯閣討伐について、台湾住民に広く知らせ、関心を集めようとしたことがわかる。

その内容は、台湾総督府民生部蕃務本署が大正三年三月一日に発行した『太魯閣蕃調査事項』の内、付録の

「太魯閣番社人口戸数」を除いた部分をほぼそのまま掲載している。(同冊子の目次は以下のようにになっている。)
第一沿革ノ上(清国時代) 第二沿革ノ中(領台当時ヨリ明治四十一年ニ至ル) 第三沿革ノ下(明治四十二年ヨリ現今ニ至ル) 付録太魯閣第一回探検伏況 太魯閣番々情 太魯閣番社人口戸数)

この『太魯閣蕃調査事項』は、凡例において、「一、本冊ハ宜蘭庁ニ照会シ、太魯閣番ノ沿革其ノ他ヲ調査セシメタルモノニテ、事務ノ参考トスルニ足ルヲ以テ、之ヲ印刷シテ関係者ニ配布スルコト、シタリ」とあり、宜蘭庁が提出した太魯閣番の沿革を参考資料として印刷したもので、当初は「関係者」に配布されたことがある。この内容が、新聞を通じて太魯閣討伐を広く台湾住民に知らせていくことに有益であると判断され、『臺灣日日新報』に掲載されることになったのであろう。

連載記事は、内容的には、(一) から(十三)までが清国時代、(十三)から(三十五)までが日本の統治が開始された明治二八(一八九五)年から大正三(一九一四)年までの太魯閣蕃の状況と「撫蕃」策、(三十六)から(四十六)までが最新の太魯閣をめぐる状況という形で記述されている。

日本統治時期についての記述内容を項目的にあげれば、以下のようになる。(十四)〜(十九)主に台東庁と太魯閣蕃の間に介在した太魯閣蕃総通事李阿隆について(十六)守備隊襲撃(明治三十年)(十七)太魯閣蕃討伐、台東庁設置(明治三十一年)(二十)台東庁長、外蕃社に入る(二十一)外蕃社の戸口(二十二)タウサイ蕃の消息(二十三)〜(二十四)斗史蕃(二十五)南灣蕃(二十六)内社蕃の招蕃(明治三十五年)(二十七)太魯閣蕃を利用して、南灣蕃の背面を襲わせる(明治三十六年)(二十八)〜(二十九)ウイリー事件(明治三十八年)(三十)パトラン蕃招撫(明治四十一年)(三十一)太魯閣蕃の窮状(三十二)〜(三十三)ダウクツ社の帰順と状況(三十四)南灣蕃と斗史蕃の結合の必要(三十五)南灣・太魯閣外社・太魯閣内社の関係(三十六)〜(四十二)「太魯閣番第一回探検状況」(大正二年十一月)(四十二)の末尾「▲

グーケツ駐在所職員の探得したる……」以降（四十六）「太魯閣番々情」（大正二年十一月中）主に原住民からの聞き取り

（一）の四行目、「太魯閣は本島大濁水以南、……」の部分からが、『太魯閣蕃調査事項』の記述内容である。（二十三）の一部が（二十四）に重複掲載されていたり、（六）（四十一）には大幅な欠落の部分があったり、（三十二）が二回でてくるなど、やや杜撰な編集になっている。尚、大幅な欠落部分は、囲みにして表記している。『太魯閣蕃調査事項』と表現が異なる箇所については、《方面》↓《方面【※原文…向】》（P5参照）のように表記している。同冊子の記述より一部欠落している箇所については、《※原文…八》（P8参照）のように表記している。

『臺灣日日新報』については、一九九五—一九九八年にマイクロフィルム版がゆまに書房から出版されている。台湾では、一九九三年に王南図書出版公司から影印本が発行されている。資料紹介にあたっては、これらと『太魯閣蕃調査事項』（国立台湾大学図書館所蔵）を参照した。

なお、新聞記事は旧字体を使用しているが、新字体に改めていることを断っておきたい。ふり仮名も省略している。ちなみに、仮名については、『太魯閣蕃調査事項』はカタカナ表記である。

（注）『臺灣日日新報』は一九八五年に日本の植民地となった台湾で、一八九九年から一九四四年まで発行された日刊紙である。当時の台湾総督児玉源太郎と民政局長後藤新平によって、『台湾新報』（一八九六年創刊）と『台湾日報』（一八九七年創刊）とを合併させて誕生したものである。『臺灣日日新報』は台湾総督府が発行する『府報』を付録として一緒に配布しており、これに対し台湾総督府から毎年一万八千円の手当をもらっていた。また、同新聞社の歴代社長のうち、台湾総督府から「天下り」した人物または官僚出身者がほとんどである。こうしたことから、同新聞は台湾総督府の「代弁者」として御用新聞と見なされた。以上、李承機「植民地新聞としての『台湾日日新報』論」（『植民地文化研究』第二号、不二出版、二〇〇三年七月発行）による。

ちなみに、『台湾日日三十年史』（昭和三年四月発行）の復刻版がゆまに書房から出版されている（二〇〇四年九月発行）。

太魯閣蕃（一）（大正三年三月七日）

總督府五箇年理蕃計畫は大正第三年度を以て一先づ終了する次第なるが同年度に於ては本島東部蕃地に於ける太魯閣蕃の解決を以て其大事業となせるが同蕃の内情に就ては未だ多くの調査を得る能はず解決上至難を感ずる次第なるが今同蕃に就て具體的調査を得たるものを掲げて一般讀者の参考に資せんとす

▲台湾蕃族中兇暴獯惡にして容易に制御し難き【※原文…第一沿革の上】太魯閣蕃は本島大濁水以南、木瓜溪以北に於ける山地に割拠し西に中央山脈を負ひ東に奇來平原及び東海を控へたるアタイヤル族なり蓋し是が古昔を尋ぬるに南灣蕃の南に隣りて血族系統の連繋なく木瓜蕃の北に隣りて風俗言語の別異あり乃ちアタイヤル中の一種特別なるものと謂はざる可からず顧に此蕃は彼と出所を同じうせざる最古の移住者にあらざる無からんや

▲太魯閣は倒咯啞の字を以て始めて西部台湾に現はる、是れ康熙晩年の事なり然れども是時は既に山地に入りて多くの年所を経たるものにして是より先き彼は幾多の歴史を有せり、その異種族蕃の爲めに中部台湾の平原より驅逐せられたりとは彼れ創世的の口碑にして彼れ又台中平原に占拠する平埔蕃族と衝突し其女子をしてアタイヤルの刺墨を模擬する迄に勢力を示したりしも終に敗れて山に入るとの事実を伝ふるさへあり又蕃境補遺に阿蘭蕃は斗尾龍岸に近く状貌亦相似たりと載せたるが其の所謂阿蘭蕃が霧社蕃のバアラン社ならんには斗尾龍岸は或は倒咯啞と多少關係を有するやも亦知る可からざるなり、乃ち同書に載せらく斗尾龍岸は文身文面にして状魔鬼に同じく出づれば即ち焚掠し人を殺す、土蕃は其出づるを聞けば号哭して走り避く

▲鄭經兵を統べて往剿し深く入りしも一人を見ず、時に亭午にして酷暑、軍皆な渴し競て甘蔗を取り啖ふ、劉

国軒は半線を守りしが数百人を率ゐ至り、経を見て大呼して曰ふ、何為ぞ此に至る、三軍に令し速に草を刈り營を為らしめ乱動するものは斬れと言未だ畢らざるに、四面に火発し文面五六百人あり、勇を奮ひ戦いを挑む、互に殺傷あり、余蕃皆深山に鼠匿し竟に滅する能はず僅に其巢を燬きて歸る云々、而して倒咯囉蕃が平原を去りたる時、其始めて為したる部落は何れの方面【※原文・向】なるやは未だ詳ならずと雖も大抵埔里社に入り進んで眉溪に沿うて内層に遡りたるが如し、即ち康熙五六十十年の交に於ける眉溪沿岸の実況を概見せしむ可く、蕃俗六考の示したる蕃社の道案内に拠れば、曰く水沙連より湖を過ぎ、半日にして加老望埔に至り、加老望埔より一日にして猫里眉に至り、猫里眉より二日にして斗戳【※原文・(統修台湾府志に外斗戳、内斗戳の社名あり、按ずるに外斗戳は是れ今の斗上大社にして、即ちタウアとし、内斗戳は是れ今斗央大社にして即ちタウサイなるが如し)】に至り、斗戳より半日にして倒咯囉に至ると、顧ふに斗戳が已に内外両部落を成せるに、倒咯囉が当時部落を増殖せざるの理なし

太魯閣蕃 (二) (大正三年三月八日)

▲何となれば倒咯囉は眉溪の最奥区に在りて殆ど中央山脈の頂嶺に肉薄す而して右には奇来主山の絶壁あり左には猫里叭、白狗の各社番あり合歡の大嶺は其前を要し斗戳、霧社は其後を躡せり故に倒咯囉は四方の何れに伸びんと欲するも殆んど復余地なからんとす而も戸口の増加【※原文・殖】は之を禦ぐ可きに非ず

▲是に於て倒咯囉は中央山脈を逾ゆるの外或は往く可き適當の場所あらざる可く乃ち山東に分布したるものならんか而して其部落を山東に建てたるは幾千【※原文・幾ハク】年代の事なるや固より未だ詳ならざるも或は山西の建社と同時なるべく或は同時ならざるも多くの歲月は経過し居らざる可く推知せらる【※原文・するな

り)何を以て之を証するか俗蕃六考に曰く『崇文山後に九社あり、崇文社、竹脚宣社、猫丹社、薄々社、多難社、芝密社、水輦社筠椰々社にして其多難は一に倒略啞に作る』云々、即ち哆囉嘴なり蓋し崇文は卑南竟の北秀姑巒の南に在りと謂ふと雖も時は洪荒に属し猶奇来地方の哆囉嘴即ちアタイヤル族の哆囉嘴を以て崇文蕃に混載せしならん即ち此の哆囉嘴蕃が実に現時の太魯閣蕃の割拠地域に健在【※原文・社】せし事を推すに足る種々の消息を有すればなり

▲海上事略に曰く『偽鄭の時、上淡水の通事李滄厓なる者、金を採りて自ら効し一職を得ん事を希ふ監紀陳福をして偕に行かしめて淡水に至り宣毅の鎮兵並に附近の土着蕃を率ゆ未だ卑南竟に至らざるに生蕃は莽に伏して待ちて曰ふらく吾儕は此を以て活を為す唐人来り取らば必ず死を決して戦はんと陳福敢て進まず回りて半途に至る時土蕃は舟を泛べて別に販せり福乃ち之を攻め金二百を獲たり茲に其魁を捕へて引路たらしむ刀鋸之に望むも終に従はず按ずるに金を出すは乃ち台湾山後にして其土蕃は皆傀儡種類とす未だ声教に入らず人跡至る稀なり』云々。

▲台湾志略に曰く『哆囉嘴に金を産す港底の泥沙中より之を淘して出だせり康熙壬戌間に鄭氏偽官陳廷輝を遣はし金を采る』云々以て両説を参照し来らば其山後は哆囉嘴を指したるものにして又太魯閣の榛々狂々の状を称するものたるを知る可し沈文開平の台湾序に曰く『鷄籠城以外は路の行く可き無く按灣の泊す可き無し惟だ夏月の風静かなるを待ち小舟を用ゐ海墘に沿ひて行けば一日にして三朝社に至り二日にして蛤仔難に至り三日にして哆囉嘴に至り四日にして直脚宣に至る可し以外は即ち人跡の至らざる所なり』云々。

▲斯の如く哆囉嘴が山後の東海岸に栖む事は沈文開に縁り世に知られたりと雖も是れ唯だ金を産するが為め冒險者が時に之を窺視【※原文・窺視】し海浜、溪口等に在りて沙金の買収を試むるに過ぎずして政府に於て何等施設せるものには非ざりしなり其之を売る者も亦未だ必ずしも哆囉嘴蕃ならず其山麓等平地に分布する所の

アミス其他の蕃族なるが故に哆囉嘴蕃の内面は猶ほ未だ詳知するを得ず番境補遺に曰く『哆囉嘴に金を産す沙を淘して之を出す瓜子金と相似たり蕃人鎔して條と為し巨甕中に藏し客至れば毎に甕を開き自ら炫す然れ共用ふる所を知らず近頃始めて携へて鶏籠、淡水に至り布に易ふるものあり』云々是れ康熙三十四五年代の事なり即ち哆囉嘴生蕃としては恐らく未だ鎔金の術は知らざる可し又た決して鶏籠、淡水に出づるが如き事あらざる可し此の一紀事あり愈々哆囉嘴は山深く盤居し較や進化せる異族が其山麓に栖みたる状景あることを想像す可きなり

太魯閣蕃 (二) (大正三年三月九日)

▲哆囉嘴の内面は上述の如く之を詳知するを得ざれどもその金を産するの一事は以て其達奇利奥に建社せるを確むるに足る而して現在の太魯閣は実に達奇利溪の兩岸を根拠としたりしならん達奇利の溪口には今尚ほ土沙金の鉱床を残留するを以て太魯閣は即ち哆囉嘴なると認むべく又哆囉嘴の名称に就いては現に南投庁番界地図を開けば埔里社の最奥なるトロック蕃中にタロワン社あり漢字を用うれば即ち倒咯哩の哆囉嘴なる可く而して現に東海岸の諸蕃即ちタロコ蕃自身は勿論としてタウサイ蕃、南灣蕃も亦達奇利溪を称するにタロワンの名を以てし仍ほ埔里社方面の各蕃も亦太魯閣蕃を呼にタロコ、タロワンの語を用うると云ふ是に由て之を観れば愈々哆囉嘴が太魯閣なるを確かむるに足るなり

▲康熙政府の蕃政は先づ通事をして蕃を操縦せしめ帰化を勸諭し其の既に帰化を諾したる時は社商をして蕃餉を代弁せしめて社に入り賈社の業を為さしむ即ち民蕃貿易なり而して社商あらざるの地は通事之を兼ね其下に壯丁を備用し賈社に従事せしむ故に蕃社ある所には必ず通事あり以て蕃訳を通じ社事を弁せしめ官は唯だ其の

大體を総ぶるのみ然るに当時東部台湾の地方には卑南竟、直脚宣、哆囉嘴、蛤仔難の地名を知得するも未だ通事を撻派するに至らず其の海岸と雖も猶ほ混沌未闢の境たりしなり

▲既にして開台十年を経て康熙三十二年に至り陳文林侃の消息あり東征集に曰く陳文林侃等の商船あり風に遭ひ崇爻に飄至す住居して年を経始めて能く其の港道を悉くせり是に於て大鷄籠の通事賴科潘冬等前往して招撫し遂に皆な化に嚮はしむ云々惟ふに陳文林侃の漂着に由りて從來草昧に埋れたる東海岸が多少交通の路を開かれたるが如く即ち同三十四年には鷄籠の通事が中央山脈横斷の峯あり稗海紀遊に曰く賴科なる者あり山東の土蕃に通ぜんと欲し七人と侶を為し昼伏し夜行き野蕃中より万山越度し竟に東面に達す東蕃各社は禾黍芄々として比戸殷富なり謂ふ野蕃の間隔して山西と通ずるを得ず西蕃に約し之を挾撃せんと欲す長官若し能く兵を以て相助けられ山東に到らんには万人を以て山を鑿ち道を通じ東西一家となり共に貢賦を輸して天朝の民と為らん云々陳文林侃等が漂着せしは崇爻【※原文・八】社中の何社なるやは未だ詳にせざるも其の哆囉嘴以南即ち奇來花蓮港等の所は是に因り漢人の出入を加へたるべく又賴科潘冬等の横斷路線は蕃社紀略の伝ふる所に抛れば東面は太平洋にして其の地は即ち卑南竟なり彰化の埔裏社より東南に行くこと百余里即ち是なりと載せ又其の所謂野蕃なる者は淡水山後を指すに似たるも未だ知らず称する所の野蕃は即ち是れ崇爻か抑も尚ほ崇爻以北か茲に姑く之を存して以て一説に備ふと載せたり果して然らば山西に在る野蕃としては眉溪流域の各種族特に倒咯囉は勿論として尚ほ山東に於て達奇利溪乃至大濁水溪上流に栖息するアタイヤル蕃等が間隔を為したるや明かなり殊に哆囉嘴即ち太魯閣が此の間に於ける消息の最も想像に難からざるものあり然り而して其の所謂土蕃各社なるものはアミス族の竹脚宣、搆【※原文・描】丹、薄々、芝舞蘭、芝密、水釐、筠納々等なることを思料すべく是の歳に於て彼等は阿里山蕃に附して蕃餉を納れ歸化生蕃に列するに至れり諸羅志に曰く阿里山は広くして深く峻し哆囉囉（此に哆囉囉と称するは平埔蕃族なり）諸蕃皆な之を畏れ遇へば輒ち引避す崇爻社の餉

は阿里山に附せしむ然るに地は最も遠し云々顧ふに多難即ち哆囉嘴が歸化輪餉するに異種族に混同するのみならず東海岸の蕃社餉が遙に乱山を度りて西部台湾の山地蕃に合し而して後に輸せられる殆ど不可思議と称すべきも蕃社紀略に曰く夫れ贖社は即ち民蕃の互市なり所謂歸化は特り餉を輸するのみ而して雉髮せず衣冠せず依然たる猿々狢々なり云々と蓋し官に在りて蕃餉を徴すれば足るのみ通事に在ては贖社の利を得れば足るのみ蕃社の内面は之を詳核するを為さざるなり而して之を阿里山に附したる所以のものは全く通事の便宜上に出たるが如し稗海紀遊の述ぶる所に拠れば其の後頼科等の去るや蕃は小舟を以て極南の沙馬磯より海道之を送り七人の得る所の餽遺甚だ厚かりし云々則ち彼は南路を經由し歸途に台湾府に具報したるものにして又大鷄籠は山海遼絶なるが為め官は嗣後之を阿里山通事の担掌に移したるものゝ如く却て又風馬牛相及ばざるの実況を為すに至れり然れども頼科は当日左の言を為したり稗海紀遊に曰く謂ふ

蕃俗は西蕃と相似たり独り平地より海に至るは較や西を広しとす事に当る者能く其の議を持し東蕃と期を約して挾撃し剿撫並び施し烈澤焚山其の險阻を夷にする有らば則ち数年の後には未だ必しも荊棘を變じて担途と為【※原文・さずんばあらず、而して】し槃紉棘箝を化して良民と為さずんばあざるなり【※原文・んなり】頼科は一介の通事を以つて能く是の語を為す当年康熙開台の盛運に膺り頭官大吏にして却つて未だ是の見地を表する者有らず而かも頼科の如きは一面に在て已に撫蕃の実効を明示せるさえあり決して架空の言を為す者に非らざるを知る

太魯閣蕃（四）（大正三年三月十日）

▲是の時に当り山西なる倒略啗は眉溪の上流に居りしが諸羅県は通事を水沙連に置き贖社輪餉に従事せしむ当

時水沙連はブヌン族の一部分なる六七社の外は未だ歸化せず南蕃すらすの如くなるを以て北蕃の最奥に居る者殊に倒咯囁の如き固より馴化するの理なかりき

▲蕃俗六考に曰く加老望埔、描里眉、眉加撲、斗截、致霧、倒咯囁、望加臘、福骨、描里叭、描里旺等の社を名け北港と為す南港の蕃は漢人の居に近く尚法あるを知るも北港の蕃は悠武乃の野蕃等に接壤し最も兇頑なり云々と

▲如上太魯閣の歴史は山西の倒咯囁と共に甚だ詳確を欠くものあり蓋しアタイヤル族は好んで高峻の地に建す就中倒咯囁は最も好んで最峻最奥の地を択びたる形跡あり是れ其の剽悍の甚しき為争鬪を滋くし従つて打撃を受くる亦た少からず一には其の痛に懲り一には之に備ふるの意に外ならざる可し故に山東の太魯閣も亦容易に險を出て夷に就かざるなり是れ該蕃の形勢外に見はれず以て歴史の徴す可らざるを致せる所以に非ざる無からんや

▲加之康熙六十一年には民蕃画界の挙あり西部台湾の如きは既闢の田埔を棄て既成の村庄を撒するに至りしを以て未開荒、未設官の東海岸の如きは固より第一着に放擲せられ翌雍正元年より鷄籠山頂を界とし山朝社、蛤仔難、崇爻、卑南寛等の所は全く漢人の足跡を絶ちたるを以て曾て詳を得る能はざりし太魯閣蕃の歴史は愈々益々暗黒界に没し去りたり

▲抑々民蕃の画界は康熙六十年朱一貴の乱に起因せしものにして其残賊が多く生蕃界に逃竄し東部台湾の卑南寛、崇爻は特に当局者の意を注ぐ所と為り弁兵を派し大搜索を行ひ殊に卑南寛の北界は搜捕未だ周からずと曰ふを以て淡水守備に檄し大鷄籠社の夥長蛤仔難の夥長等を派し其の地を跋涉して和蕃驛社し以て之を搜捕剿誅するまでに生蕃を利導したりき則ち其の崇爻と云ひ卑南寛の北界と云ふが如きは必ず太魯閣蕃に若干の關係を有せしなり且平台紀略の述ぶる所台湾山後の崇爻、卑南寛等の社も亦漢人の【※原文…敢て】其の地に至るあ

りて之と貿易し生聚日に繁く漸く廓け漸く遠く禁を厲うするも止めしむる能はず云々とあり蓋し康熙晩年には東部台湾の瀕海には多少の漢人あり蕃社の間に雜居したるものなるを知るべし

▲是の如き情形なるを以て当時当局者間には画界と開山との兩派問題を提起したりしが画界主張者は匪類の蕃山に竊拠するを防ぐべく又漢人の私墾と蕃地を霸佔するとを防ぐ可しと爲し開山主張者は防範兵備を増添し匪賊を彈圧せば則ち足らん宜く獠狃の郷をして貢賦の区と爲らしむ可しと論じたりしも結局画界政略を実行することゝ爲れり然れども是の画界に因て漢人は暫く蕃地を窺はず随つて民蕃引【※原文・間】に事端を生ずること、虞なく一時小康を得たるの觀ありしを知る可し但だ之が爲官は撫綏招徠を事とするの要あらざるを以て自ら苟安に流るゝの端を開き毫も蕃政に益せざりき

太魯閣蕃（五）（大正三年三月十一日）

▲太魯閣が漢人との關係は上文の如くなるも当時他種蕃族とは互に争鬪の事あり是より先卑南寛、秀姑巒等の処にはブヌン、スパイワン、アミス等の諸族あり殊にアミスは卑南より奇來に至る平地並斜面の処に分布し而して得奇利溪口一带には常に太魯閣との衝突あり是に於いて其のヘトルピワン及びヒリザ【※原文・ユ】等は終に太魯閣の圧迫に堪へず其の社を挙げ蛤仔難に遷徙したりしが乃ち今の頭圍堡の社頭社尾兩庄間に在る哆囉妙崙社及び紅水溝堡の補城地庄の処に在る里荖社なりと云ふ

▲然り而して太魯閣蕃が其の一部を海岸に分布せしむるに至りたるは蓋し是の時に始まりしものゝ如し然れどもアミス族分布の形勢は前述の如く奇來、秀姑巒、卑南寛等の各所に是も多く部落を構成せしを以て之が爲に決して屏息するが如きことあらず爾後常に衝突して争鬪絶ゆることなし雍正、乾隆間に於ては閩浙流民が海洋

偷渡の禁を犯し陸続として絶えず然も是等は専ら西部台湾に於てし別に東部台湾に其の形跡を及ぼさず蓋し漢人偷渡の目的は熟蕃の田業を侵占するに在るも東部台湾は獐々狃々の生蕃にして他に【※原文…地は】未だ開拓せられず全く情景相反し尺土も畏途に非ざる莫きが故なり是に於て太魯閣等は其生存上何等の外慮ある無く以て此の運命を保ち得たるもの、如し凡そ自己の意境に安んじ而して外来の刺激を受けざる者は其の存立を保続し得べきは言ふまでも無く尚ほ相当程度までは進歩發展を為し得べし是の例は最も多く未開人類に見る所に於て現に太魯閣蕃の如き殊に其然るものなり論者或は太魯閣を論じて従前怯懦無勢力なりし者が他の援助に依り俄然強大と為りし如く思惟せり然るに屢ば述ぶるが如く太魯閣は人文時代には深山に棲息せし為復歴史の微す可きなきも彼は寧ろ順境に深山に其戸口を滋息し十分に獐猛鷲味【※原文…悍】の習性をも具有したり唯だ極めて頑味に極めて愚魯に生ひ立ちたるが為に自己の勢力を製造する等の智巧を知らざるのみ顧ふに合歡瀑流に沿うて直に奇來主山の肩背を摩し又た得奇利溪の源頭に立ち奇來主山の直下に蟠踞するが如き台湾全島に於て恐らく是れ以上の奥蕃はあらざるべし其の頑味愚魯なるは固より怪むを須あらずと同時に其の獐強輕悍なること亦他社蕃の比にあらざるをも忘る可らざるなり

▲嘉慶、道光間は西部台湾の熟蕃大遷徒の時なり其影響は東部台湾に及び嘉慶十年には蛤仔難に阿里史等五社蕃の移り来るあり道光十五六年代には加礼遠、武暖等数社蕃の奇來に移住するあり蓋し加礼遠【※原文…は】蛤仔難南遠勢三大社の一に居るものなるが亦漢族の圧迫に耐へざりしなり而して奇來は原と哆囉妙崙【※原文…完】等が分布の地なるを以て今同種族たる加礼遠等の移住するは蓋し特に奇來蕃の喜ぶ処乃ち之と勢力を合して太魯閣蕃に對抗したりしなり加礼遠は己に久しく耕種を知り且騰瑪蘭庁の婦化蕃として三十年來の化導を受けたるが為兎も角太魯閣に比し優等人種たるのみならず阿里史熟蕃に接近したる等より屯蕃使用の鳥銃も所持したる為忽ち太魯閣蕃を驅逐して之を山中に竄伏せしめたり然れども太魯閣蕃は達奇利、三棧溪の奥に蕃踞し

堅く要害を守りしが故加礼遠等の行動は其農作仮屋を焚燬するか或は其狩獵地に鹿を追捕する等に止な【※原文…ま】り敢て其内部に進入する迄には至らざりしと云ふ

太魯閣蕃(一八)(大正三年三月十二日)

▲是の時に当り、東部台湾に太魯閣蕃と並立するものを挙げれば、東に加礼遠六社、南勢七社あり、鯉浪港の南北に分布し、最も太魯閣と相仇殺せり、南に木瓜蕃あり、木瓜溪の左右に沿ひ木瓜山中に割拠するアタイヤル族なり是の蕃は同種族なれども、アミスと共に貿易し、殊に之を以て中央山脈を越え、埔里社の奥蕃に通市し、為めに勢力を得る關係上より、太魯閣蕃と相親まず、北に南灣蕃あり、大濁水溪を隔て其北に割拠するアタイヤル族なり、亦是れ同種族なれども、その祖先を同うせず、言語を異にせり、而して獵区及び漢人貿易上の關係より、互に相仇殺するの間にあり、唯だ大濁水溪上流と得奇利上流との中間にある、分水嶺の南に分布するタウサイ蕃は、彼が山西の祖社に隣せる斗戴と祖を同じうせるものにして、蓋し山西に於ける兄弟の蕃社として、又山東に於ける兄弟の蕃社として、独り是のみ【※原文…親善に】交通したるが【※原文…ものの】如し如何となれば太魯閣は斯くまで孤立の地に陥ることゝなりしが、是其頑味犇悍近づく可からざるが為めにあらざる無からんか

▲咸豊より同治に至るに及び、時勢の変遷に伴ひ東部台湾も亦漸やく旧觀を保つ能はず、咸豊の中年には粵人あり佃丁を携さへ、新城即ち奇來の地に渡來せり、是より先き倫越蕃地の禁漸やく弛むや、漢人の竊に得奇利、石空等の地に仮住する【※原文…者】あり、或は支那船舶の仮泊するあり、是等の消息に依り其地の肥美の状を知り、又加礼遠蕃が其地に建社せし事情を知りたるを以て、是に始めて開墾を目的とせる渡航者を出せしも

の、如く、彼等は遂に十六股庄を建てたり、続て鳴瑪蘭に住す李阿隆【※原文…なる者あり、其の父に従ひ奇来に流寓し、尋で新城に移れり、而して此の李阿隆】は実に太魯閣に多大の關係を有す、即ち彼を今日の情形に導きたるもの【※原文…たる】なり、同治十二年政府は始めて蕃地經營の方針を執り、茲に東部台湾が始めて七十余年來の暗黒界を脱することゝなりしが、其經營の第一著手としては先づ開山鑿路の舉あり、東部台湾に三条の道路を開く可く企画し、赤山（今の阿緞庁の処）より崑崙拗を越えて卑南竟に出づるを南路とし理蕃同知【※原文…袁】聞折【※原文…析】此を督理し、林圯埔より八通関を超えて璞石閣に出づるを中路とし、総兵監【※原文…官】吳光亮之を督理し、蘇灣より海岸に沿ひ、花蓮港に抵るを北路とし、提督羅大春之を督理したり、又康熙年代に規定したる倫越蕃境の禁及乾隆年代に規定したる倫度海洋の禁を撤し、以て殖民墾地を奨励する所あらんとせり、時に太魯閣は、東部台湾に於ては同蕃族及アミス族の各社間に孤立せるを以て、煙草、塩、綿布等の供給を得るに困み、僅に山を超えて倒咯啞と交易をなしたりしが、是關係は更に埔里社に出づるの端緒を得て、漸次に漢人と相近づき直接交易を営むに至り、旋て又祖社なる倒咯啞との融和を害するに至れりと云ふ蓋し嘉慶、道光間に於ける漢人の圧迫は独り熟蕃の遷徙のみならず、生蕃も亦内層に驅逐せられ、永く痛恨を呑めるに當り、太魯閣が外より來り、得々として彼と接近し交易の利を占めて己の上に出づるが如きは頗る不快を感じざるを得ざる所なり【※原文…ればなり】、是に於て太魯閣又は親交者を山西に失い、愈々孤立の地に立ちたり

（※以下、囲みの部分は原文（『太魯閣蕃調查事項』）にあつて、連載記事から欠落している部分（原文はカタカナ表記）。大正三年三月十三日掲載予定の部分と考えられる。）

既にして政府の開山事業は漸く着手せられ、同治十三年羅大春は前軍を編し先登を為さしむ、其の報告に曰く、都司中佐陳光華を首隊と爲し、守備隊李英千德凱を次隊と爲し、遊擊李李得升を三隊と爲し、前進して新城に赴かしめ、別に軍功神速なる武功あり、功績あり、勲績あり陳輝煌を派し、兩哨を率ゐて大清水溪に赴かしめ、再び総兵李戴德祥をして三哨を分ち大南灣に填紮し、二哨を分ち大濁水に前紮せしめたりしが、時は正に風雨山に連り阻られて進む能はず、二十五日天晴る、陳輝煌、先つ大濁水溪に至れば、旋ち兇番ありて抗拒せり、撃て二名を斃せば即ち獸散す、李得升、李英、陳光華等踵て至る、地形を会勘するに、溪に近き荒壤なるが、周圍は約数十里、皆な砂石にして、大南灣の膏腴なるに及はず、溪岸南北約三十余丈を距て、波流駛急なり、副將周周維先等は連日にして正河、支河に本橋各一条を趕造し、各軍乃ち溪を越へ前むを得たり云々、如上二十五日の事は、地勢上より南灣番との衝突なるを知る可し、

尋て小清水溪を渡り、大清水溪を踰ゆれば、乃ち太魯閣番の割拠地界に属せり、而して太魯閣番の動作は旋て南灣と相反し、李阿隆に従ふて官軍を大清水に出迎せり、羅大春の報告に曰く、十月初八日陳光華の一營は小清水に紮し、陳輝煌等は進んで大清水に紮したりしが、新城の通事李阿隆等が太魯閣番目十二人を率い來迎し嚮導たらんと願へり、陳輝煌、李英、王德凱等の各軍は遂に十三日に於て新城に至り、十四日李得升の所部も亦至り均く新城の河東に營し、時に又符吻、豆蘭等の社の番目あり來迎ふ、均く各分別して賞犒せり云々、太魯閣の実力は当時何人も未だ知らざる所なるべければ、官軍の人々は或は未だ意外の觀を爲すに及ばず、概して軍威に辟易し款を通ずるものと思料せしならんが、何ぞ知らん彼等の來迎は李阿隆の方寸に出でたるものなることを、彼は六歳にして父に従ひ鳴瑪蘭より寄寓し、稍や長しては民壯の列に入り、防番に従事せり、軀幹は大にして膂力健脚を有し、放逸にして遊獵を好み、故を以て番は其の名を伝へて畏服し推して以て通事の地位に置きたりと云ふ、然り而して其の父は原と鳴瑪蘭の小民にして、自活する能はさ

るが為同籍の家に寄寓せるものなれば、彼れ阿隆は番の己に従ふを奇貨とし、籍て以て奇利を博するの企圖を為したるものゝ如く、遂に社棍と為りて種々の術数を試むるに至れり、

太魯閣蕃（七）（大正三年三月十四日）

▲太魯閣蕃の情形は是の如くなりと雖も、南灣の反抗するは顯然なるを以て是より先き千総馮安国をして別路を開かしむ、果して屢々衝突の事あり、其報告に曰く唯だ大南灣より大濁水溪に至る一帯は兇蕃充斥せり、因て大南灣の山腰に於て再び一路を開き、新城に通ぜしめ、一は以て海浜懸崖の險を避け、一は以て兇蕃岐出の途を塞がんとし、千総馮安国をして勇を帯び往て弁ぜしめ、地を闢く十余里なりしが十一月十一、十三等の日、勇丁正に道を開くとき、兇蕃千余あり、段を分ち埋伏して槍を放てり、我軍力を竭して抵敵し、守備黃明厚等が四人を擊斃するを待【※原文…経】て始めて退く、我兵陣亡四人、傷を受くるもの十八人なり、十五日行て一崇山の麓に至り、正に峽中に在て開鑿するとき忽ち槍声の四起するを聞き、抵禦して兩時の久に及び、兇蕃愈多し、黃馮は料らく彼は社を傾けて至るなりと、隊を分ち繞り搦つ、果して草寮數百あり、闕として人なし、火を縦ち十數寮を焚く、蕃始めて散ぜり、是日兵勇四名亡び二十名を傷かしむ。

▲其濁水溪に駐するの勇數十人、小南灣より糧を運びて帰るとき、亦十三日に於て路に石壁を過ぎ、突ち兇蕃の蜂擁して包鈔するに遇ひ、陣亡するもの二名、海に迫落さるゝもの四名、重傷するもの一名あり、守備朱米彪の赴援を待【※原文…経】て始めて各々駭散す云々、以上太魯閣の事に關するにあらざるも凡そ目的地点に達せんとするとき、中途に欄阻を企つるもの有る場合の一例を叙列するものとす。

▲上文馮安国が別路を闢くや、其結果として料らずタウサイ蕃の消息に接せり、羅大春の報告に曰く、十二月九日十三日等の日斗史の武達、斗史の蘇達簡、斗史の実紀律、斗史の蘇老哥輝等の五社蕃目あり、各々蕃丁百余人を帯び、營を叩き撫を乞ふ、馮安国等の分別誠飭を待【※原文…経】て賞稱【※原文…犒】し遣歸す云々、蓋斗史は山西の所謂斗戴にして彼は倒略囑と隣接して建社し、又山東に來りて隣接の地に建社したるものなるが、今太魯閣の風を聞き亦た款を投ずるに至れり。

▲太魯閣既【※原文…已】に招撫の端緒を開き、爰に始めて其内部に於ける左記の分布社名等を知り得たりと云ふ、光緒元年正月羅大春は蘇灣を發し新城に抵り、尋で三層城、尤仔丹溪、馬隣溪、鯉水体【※原文…鯉浪港、加札】遠蕃、南勢蕃等を巡り花蓮港の北に至りしが其報告に曰く得其嚮【※原文…黎】以南六十里は即ち皆な平地にして、山を背にし海に面せり墾種せば良田にあらざるはなし、奈何せん地畝く人稀にして、新城の漢民は僅かに六十余戸のみ、外は悉く蕃社なり、大濁水より三層城に至る迄山に依るの蕃は統べ名づけて太魯閣蕃と曰ふ其口社は曰く九宛、曰く実仔眼、曰く龜畝、曰く畝沙、曰く符吻、曰く崙頂曰く実空、曰く実八仔眼にして凡そ八社高きに憑り險きを恃み、野性常なし云々、其所謂口社と稱する上より必ず内社なかる可からずして、其内社は山西の倒略囑を指すにあらざして、必ず奇來主山の直下に奥深く分布するものなる可し、然れども當時は尙未だ分明ならざりしなり。

太魯閣蕃（八）（大正三年三月十五日）

▲而して太魯閣と相仇視するものにして、最も相近接せるものに就きて、乃ち曰く鯉浪港の北に居るものは曰く加札遠、曰く竹仔林、曰く武暖、曰く談仔秉、曰く瑤歌、曰く七結仔の六社とし、總【※原文…統】名を加

礼宛社と云ふ、鯉浪港の南に居るものは曰く根老爺、曰く飽干、曰く斗難、曰く薄々、曰く七脚川、曰く理劉、曰く脂厩々等の七社とし、繼【※原文…統】名を南勢蕃と云ふ云々、蓋し南勢蕃は昔時の崇文の後なり、而して羅大春は加礼宛を論じて、其性は強を恐れ弱を欺くとなし、南勢を論じて薄々、理劉二社は皆な既に順うて復二【※原文…た貳】あるものとなしと為し、而して総体を論ずるに薄々が塩を煮るを知り、加礼宛が頗る耕種するの外は悉く茄毛飲血の倫にして、叛服常なしと為せるを以て、当時の蕃社全体に就き大勢を察見するに足るなり。

▲之を要するに、加礼宛の耕種を能するが如きは、其進化發達の他蕃に超出せるものにして、太魯閣は勇猛なるも【※原文…殆と】其敵にあらざる可し、且加礼宛が強を畏れ弱を欺くと云ふに至つては其太魯閣に加ふる従來の勢力を意味するものにあらざるなからんや。

▲然り而して太魯閣は一旦撫に就くと雖も、羅大春が大隊を率ゐ新城に入り碉堡（今の隘寮）を増設せるに及んで驟に疑惧を生じ、各蕃之を攻襲し屢々殺傷あり、兵丁の傷亡する数十名に至りしが、正月二十四日より二月八日に至る間に於て更に太魯閣蕃あり、衆数百を糾合して新碉を攻む、弁兵且戦ひ且築く、羅大春も亦親ら敵隊を督して馳援し、多く蕃族を殺傷し、官軍亦陣亡するもの二十五人に至りしが、遂に之を鎮定したりと云ふ、然れども鎮定も亦一時のみ茹毛、飲血、叛服常なきの太魯閣なれば未だ輒ち官の羈縻には入らざるなり、独り太魯閣のみならず、加礼宛、南勢等も亦た道路線が其所有原野を通過する為め動もすれば工事の前進を阻止せんと企つるもの【※原文…「もの」記述なし】あり。

▲羅大春の報告に曰く、「一たび夏期に交たり、疫氣流行し、兵勇の病に染む甚だ衆く、三月十九日及び二十二日に於て加礼宛は七脚川諸社を唆動し、其老蕃に背かしめ、我軍の疫を病むに乗じ、各々蠢動を謀れり、大春が各社通事を集め、切実に窮詰曉諭するを経て、乃ち異心を息め、亦我軍の方に病羸を汰遣し、精銳を添補す

るを見て、愈よ惕息を形はせり云々、又加礼宛等は惕息せりと雖も、唯大濁水、得基黎、新城一帶は兇蕃仍不時に出没し、或は数十人或は百人ありて途に伏し狙撃し、雨に乘じ、礮を撲撃す云々、是れ其得基黎、新城一帶は太魯閣の出草を認む可也。

太魯閣蕃（九）（大正三年三月十六日）

▲道路及碉堡の開築は略ぼ既に終りたるを以て、南路理蕃同知を卑南に移し南路撫民理蕃同知となし、以て海防撫蕃拓殖の事務を弁理し台南知府の分府とし、而して委員を三路即ち卑南（南路）璞石閣（中路）花蓮港（北路）に置き其管理を受けしむ、但創立に当り委員は概ね其地の駐箭の兵官を以て之を兼理したりと云ふ、是れ山東蕃黎が文治に隸するの始めなり、是時に当り太魯閣は暴悍なりと雖も、蒙昧未開なるが為め、之を操縱するに時宜の方法ある可きも、加礼遠の如きは既に蕃の位置に近づきたるものなり、頗る農耕を知り田畝を有し、相当保護を与ふるの要あり、又移住漢人との紛訐を防止するの要あるなり。

○爰に既往の経歴を尋ぬるに、彼等祖先は昔是の地を遂はれて蛤仔難に栖息し、再び逐はれて此地に復歸せるものなるが、現に此処には旧敵なる太魯閣あり、又己れを噶瑪蘭に圧迫したる漢人あり、加之李阿隆なる者太魯閣を籠絡して己れの肘腋の憂ひを為し、殊に漢人は界禁を解かれ、移住開拓を奨励せらるゝに遭ひ、益々驚集し来らんとす、則ち其曾て驅逐せる加礼宛蕃に先づ好地段を占めらるゝは、其最も嫌【※原文…妒】忌する所たらざるを得ず、而して之に對する加礼遠は己に祖先を逐ひたる太魯閣と、更に先代を逐ひたる漢人との再度の凌虐に堪ゆる能はず、唯一に新設官衙の保護に待つあるのみ。

▲然れども歴史を詳にせざる新官衙は、別に何等の処置を試みざりしが為め、加礼遠の埔地は頻りに漢人に侵

佔せられ、蕃情ただ平かならず、愈々益々南勢と結託する有らんとす、而して漢人は彼が激動反発する限り、之を奇貨とし、以て其利欲を成す可く企図せり、而して太魯閣は加礼遠の毀敗挫折は、多年己れを平原に困しめたる報復なりとして之を喜び、然り而して官は目下の情形に対し、直接に官の行動を阻碍する者は加礼遠なりと思惟するが為め、専ら憎悪を彼に注ぐ勢ひを成したるが、何ぞ知らん、加礼遠をして勢力を失墜せしむるは、太魯閣の勢力を扶植せしむる所以なることを。

▲太魯閣の頑冥蒙昧なる、寧ろ勢力を扶植し得る程度ならざるが如きも、曩きには開路軍を新城に迎へたるに拘はらず、未だ幾ばくならずして反抗を企て、正月より二月に亙りしが、別に大打撃を与ふるにあらずして鎮静を告げ四月に至り得基黎、新城等の処に出没すること四回なりしも、其後に至り全く出擾を報ぜず、以て光緒元年を終えたる事等は、頑冥なる生蕃の行為中亦一種の生蕃の行為たらざるものを存せり、是れ蓋し是の間に特別の消息を有するものにして、即ち社棍たる李阿隆が巧に之を操縦するの致す所なりとす、即ち次項の事実を以て参照とせん。

太魯閣蕃(十)(大正三年三月十七日)

▲光緒二年即ち前項事件の翌年、新城方面の道路は開通し、碉堡は既に築造せられたるに、太魯閣の三棧溪方面に栖む者、屢々出て【※原文…害を】兵民に加ふ、因て羅大春は第一著手として、尤仔丹溪流域の蕃社を討伐せり、蓋し今のプラタン社にして、蕃は社を棄て山上に逃れたるを以て進んで社内に入り盡とく其家を焼く、蕃は崖上より大木巨石を投下し、我を拒ぎしかども中らず、兵を収めて還り、營を三棧溪畔に設け、順安城と稱し、持久の計をなす、適々通事李阿隆其の間に斡旋して和を乞ふ、羅大春命じて首惡を出さしむ、阿隆即ち

甘言を以て蕃を誘ひ、欺くに火薬を与ふ可きを以てし、五名を己れが家に捕へて兵營に致せり、二名は途より逃奔【※原文、走】し、南澳蕃の馘する所となりしが三名は台北府に送禁され、後ち免れて社に還りしと云ふ、乃ち李阿隆が太魯閣を操縦する平素の如何を知る可き也。

▲是より後は姑く太魯閣は漢人に対する挙動を慎み、敢て兵民を害する等の事あらず、爰に始めて清政府は、彼等を利用して、加礼遠以下のアミス族を制するの方針を執り、同時に李阿隆をして、之をなすの機関たらしめたり是に於て太魯閣は最大有力なる援助を得、為めに曾て久しく奇来新城間に覇たりし加礼遠及び花蓮港方面に拠りたる南勢蕃に向ひ、頻りに抵抗を試み危害を与へたりしが、当時台東州官衙の態度として伝える所に依れば太魯閣が彼等と争闘せし場合は、窃に銃器弾薬を賞給し、他蕃が太魯閣を殞傷せし場合は嚴に究弁して、仮借を与へざりしと云ふ、然らぬだに、暴悍忌むを知らざる太魯閣なれば今は虎に翼するの勢ひを感じ【※原文・成し】たり。

▲是の如き事情なるが故に最も喜ぶは漢人にして、加礼遠及び南勢の【※原文・埔地を侵佔すること日に甚しく、番の苦累は愈々加はれり、是に於て加礼遠及び南勢の】竹篙宛は漢人一名を殺し、又其價贖を伝命する兵丁を戕殺し、官軍の討伐する所と為り其打撃を与へたる後、荳蘭溪以北加礼遠山以南、並東は加礼遠溪、西は山に至る間を將て、布五十匹、啤吱六匹、猪六隻、酒六壇に換ふることを諾せしめ、之を漢人に分給せり、是に於て加礼遠等は殆ど復た起つ可からざるの打撃を受け、漢人は漁夫の利を占め而して太魯閣は山に驕れり。

太魯閣蕃（十一）（大正三年三月十八日）

▲太魯閣は尋で其一部をして内層を出で、東海に面する山腹に居らしむ、蓋し今の古魯、得其黎の内なる符物、

羅騷、タオラス、武斯林等の部落は従來彼が狩獵區たるに過ぎずして、又加礼遠が時に出入窺伺する所なりしも前述の如く、加礼遠が挫折し去りたるを以て、爰に太魯閣が新部落を建てたるものと伝へられ、且其狩獵地の如きは更に加礼遠山まで拡張するに至りしと云ふ。

▲加礼遠已に此を去りたる後は、其埔を墾するは漢人のみ、其山に獵するは太魯閣のみ、故に相接触するは太魯閣と漢人とに外ならざる可し、而して暴悍なる太魯閣が、比較的漢人を戕害せざるは、蓋し種々の原因あるが爲にして、今太魯閣の沿革を敘するには一応之を参考とするの要あらん、曰く太魯閣が加礼遠を制し得るに至りしは漢人の後援に依れり、曰く漢人の後援を得るに至りしは、李阿隆が蕃社に關係を有するに因れり、曰く太魯閣は東部台湾の各蕃族と隙あるに關せず、漢人と海岸に貿易して、便利を得、曰く山西に於て埔里社の漢人と貿易したるに、祖社たる倒略囑は己れに善からざるも、漢人は常に親密を表せり、曰く他種族蕃と闘争したるときは官より銃器彈藥の供給を受けたり、曰く他蕃の迫害を受け、危急に頻るとき官の保護を得て生還したり、曰く罪あり、台北に送られたるとき、二名は途に南澳蕃に殺されたるも、官は其他を保護し、後に之を放還したり、以上の事實は、夫々既に前に述べたるが、是等の關係より彼は漢人に向つて同種以上の信頼を寄せられたるものゝ如し。

▲是より先き、東部台湾開闢の程度は未だ普通行政を施行するの程度に至ら【※原文・なら】ざるを以て、姑く南路撫民理蕃同知を卑南に駐紮せしめ、南路（卑南）、中路（璞石閣）、北路（花蓮港）の理蕃委員を總管せしめ、委員は其他【※原文・地】の兵官を以て之を兼ねしめたりしが、是に於て之を拡張して撫墾局を卑南に置き、開山中路の統領たらしめ【※原文・りし】総兵吳光亮を以て之が總弁に補し、茲に未曾有の制度は立てられたり、而して蕃に対しては頗る積極的の撫育方針を執り、義学を各要処に建設し、蕃黎を撫化すること、蕃に産を授け生を理しめ、以て馴化の基たらしむる事等を試みんとせり、然れども此撫蕃施設が果して能く太

魯閣までも試みられたるや如何は敢て推測に難からず、由来太魯閣の如きは、冥頑にして狼子野心も畜ならざるものなれば、斯る恩恵には近かず、寧ろ山野を驅逐して以て野獸と伍するを喜ぶものなり、況んや撫墾局の起るや、特り撫墾のみならず、墾業も亦並び行はざるを得ざるに於てをや、而して志乗の載する所に依れば、連年大兵を屯し、糧糈口糧を多費するに由り、米価は昂貴し、運輸は困難なるが為め、益々開墾を拡充するの要あり、遂に従来招募しつゝある大陸農民の上に、台湾住民をも添募するに至りし云々、斯て事務は頗る増加し、復曩日の如く太魯閣のみの歛心を買ふ余地ある可からず。

太魯閣蕃（十二）（大正三年三月十九日）

▲加礼遠等が已に屏息せる當時に於ては、殆んど復た太魯閣を利用する必要もなく、従つて之を懇待する前日に異なるものあるは、寧ろ当然の事情たる可く又其載する所に抛れば、台民の募に応ず者の如きは徒らに口糧を貪り、半途に逃亡を企つる者多く、概して浮浪の徒にして、弊端百出せるを以て、口糧の官給を廢するに至る云々とあり顧ふに是等台民は蕃社の陣地を侵佔し蕃愚を欺凌せし者の裔孫として、時々太魯閣の感情を変ぜしむる行為等は、固より避く可からざるものあるを知る

▲彼れ既に官に接近するの機会なく、漢人は頻りに來つて開墾す、縦令悪意を抱かざるも、決して心に快しとはせざる可し、即ち官に背くにあらざるも敢て相親まざるの態度あるは、亦た自然の勢なりとす、加之各地の守備軍及び之に属する沿道砲堡には、准軍、楚軍等の新に訓練を経たるを渡台せしめ之に台湾の地方団体の壯丁を加へたるが、其水土に服せざる為、廢疾或は死亡する者多く、且光緒三年には福建上府兵を以て、台地の守備兵と交代せしむることを廢し、地に就き兵を取る制を定めたる為め、自然に是の地の兵備に影響し

▲又其後鹿港彰化間に分類及び匪徒の擾あり、新城營及び沿道砲堡の兵を撤し、之を彈圧したりとの説あり、斯る情態なるに依り、蕃は忌憚なく山を下り、行人は其跡を絶ち、随つて砲堡は毀壞し、道路は荒廢するに至れりと云ふ、同十一年巡撫劉銘伝の疏中に言へるあり、曰く従前の招撫は鉅款を虚糜せしも、皆拳弁の未だ真を認むる能はず、一撫の後之を描【※原文…置】て問はざるに由る云々、即ち光緒初年より、当日に至る對蕃の情形を汎論するものにして、東部台湾は特に其然るを認む可きに似り

▲劉銘伝は光緒十二年より、前山後山の剿蕃撫蕃に著手したるが、前項に述ぶる如く、東部台湾の對蕃成績は果して中廢の状況にあり、其疏中に曰く、後山蕃社は未だ撫せざるもの【※原文…尚ほ】多し、蕃は深山の内に在り、北は岐來蘇灣に抵る云々、乃ち其声氣の互に隔絶し復た光緒の初年に同じからざるを観る可し又曰く花蓮港より岐蘇に至る沿山一帯には、他良等の十二社、蕃丁二千余人を招撫したりしが、岐蘇に昆連する太魯閣、木瓜等の社あり、丁衆く勢強く抗拒を凶るに意あるに当り、副將張兆連は、太魯閣が北路最強の蕃なれば若し招撫して歸化せしめば、則ち岐來蘇灣の一帯は即ち一同に就撫す可きに因り、親ら三營の隊伍を帯び、山【※原文…口】に紫紮駐し礮を聞き、攻剿することを声言したるに、該社蕃目廉屋溢等、威を畏れ撫を乞ふ云々、即ち太魯閣が愈々已に官に遠かりたる実況を証す可く、並に其勢力の如何に増大しつゝあるやを察す可きなり

太魯閣蕃（十三）（大正三年三月二十日）

▲同十三年東部台湾に始めて地方行政機關の建設あり、蓋し移民開墾を奨励せし結果は、次第に漢人の集るあり、生蕃も亦た剃髮歸化するに至れるを以て、是の拳在りしものゝ如し、乃ち既設撫墾機關の外に台東直隸州を置き、山東全部を管轄し、知州を以て之が長官とし、海防、撫蕃、拓殖の事を弁理するものとし、其下に州

同一員あり、知州の分防として卑南に駐紮し、州判一員ありて、海口の商船を稽查し、民蕃を彈圧するの任務を帯び、花蓮港の海港に駐紮すること、なしたりと云ふ

▲蓋し是拳あるは山東の経営上に一步を進めたるものなるも、今新官の配置は何れも花蓮港の以南に属し、新城の要区口は別に専官の駐紮を見ず、是に由て此を見れば、曩に新城守備の撤せられ、各岡堡の頽廢したる後、太魯閣が疇昔の如く其他に蟠踞し、彼れ実に新城乃至清水溪の海岸より、達奇利即ち得其黎溪及清水溪を遡り、奇来主山の連脈一帯に至る、広大なる割拠区域を形成したるを知る可く、是れ即ち清官が曩きに太魯閣を以て北路最強の蕃とし、招撫に力めたる所以なり

▲然るに光緒十七年に及んで、巡撫劉銘伝が台湾を去るや、嗣後甚だしく経営を縦少せし為め、撫墾は名ありて実なく、就中頭目の口糧を同したる為め、歸化蕃を羈縻する能はず、地方に由りては隘防を撤退せし為出草蕃を防止する能はず、殊に東部台湾の如きは、僅に手を著けたる蕃政も、殆ど雲煙過眼と一般の觀を為し、唯各社生蕃殊に太魯閣をして益々跋扈跳梁の便を得せしめたるのみ

【※原文…第二沿革の中】

▲明治二十八年台湾の我版図に歸するや、同二十九年我南進軍の一部は東部台湾に入つて、匪賊を彈圧し、六月を以て奇来に入れり、時に東海岸の支那民族及蕃族は出て、恭順の意を表するも、太魯閣蕃及新城の居民は敢て出でず、当時太魯閣の向背及動静に關しては未だ之を詳にせざるも、其強大蕃たることは、一般に之を認むる所にして又新城住民が之と關係を有し、李阿隆なる者が新城居民の首魁なることも知れり、因て參謀大尉柴某は書を李阿隆に与へて、太魯閣に撫に就く可く勸諭せしめんとせしも、病と称して出ず、七月台東撫墾署長曾根俊虎が奇来を巡視するに因て屢々使を遣はし之を招きしかば、終に出て曾根署長に接見し續て書を柴參謀に致して恭順の意を表せりと云ふ

太魯閣蕃（十四）（大正三年三月二十三日）

▲是に於て太魯閣の社名人口等は此に始めて李阿隆に由て開列せられたるが是れ所謂太魯閣外社にして、彼は数十年間太魯閣に出入せりと雖、唯達奇利溪の downstream、若くは三棧溪の downstream に分布せし蕃社に止まり、未だ其内社及び溪の上流に占居する者には其關係を及ぼさざるものゝ如し、乃ち外社に就ては左の如し、

太魯閣蕃外社

蕃社名	社長名	副社長名	男子	女子	計
石空社	委籠四塔	木乞咲墨	七二	七四	一四五
七脚籠社	瓦得高毛	羅隴白鳩	一一二	一〇九	二二一
擢其力社	咲鹿老矮	飽宛肉千	八一	八六	一六八
古魯社	木天扒燕	野九木乞	九六	一〇二	一九八
九宛社	意庭打棒	羽敏野九	一三二	一一一	二五三
合計	五	五	四九二	四九二	九九四

左の如く李阿隆は恭順を表したるも、太魯閣は未だ撫に就かず、社名戸数人口等の声明されたるは、未だ其一部分たるに過ぎず、兎に角斯かる強大蕃を以て、孔道十余里の間に互り、山上山下及海岸に割拠するが故に、其処置に就ては当時の一問題と為り、陸軍に於ては宜蘭、花蓮港間の道路を開鑿するの要あり、又曩に【※原文・きには】台東庁の設置あり宜蘭庁には庁界を画定するの要あり、結局太魯閣を軟化せしめざれば、何事も東海岸に成立せざるの情形を示せり。

▲既にして宜蘭庁は書記官広瀬充蔵をして新城に入らしむ、是より先き李阿隆は書を陸軍參謀に致し、又台東撫墾署長に接見し、恭順を表したりしが、彼が太魯閣との關係に就ては【※原文：前編】屢次述ぶる所なるも、尚此に一言せんに、劉巡撫の去後、蕃政の退歩せしに關せず、太魯閣が比較的暴戾悖虐の挙動あらざるものは、顧ふに彼れ巧みに社蕃を操縦するの致す所なるを以て、爰に太魯閣に事あらんとせば、必ず李阿隆を用ふるの要あり、且其宜蘭管下に生れたる由緒あるを以て、乃ち広瀬書記官は彼をして太魯閣を利導せしむるの目的を以て、之を伴つて台北に入り、總督及陸軍の大官に謁せしめ、改めて太魯閣蕃を招撫す可き命を受け、並に惠与す可き物品を領収したりと云ふ、是を我が太魯閣蕃に対する懐柔動作の始めと爲す。

▲然るに今日の李阿隆は復た昔日の李阿隆に非らざる可し、彼は己れの腹慾の爲めに、太魯閣を籠絡し、其強大を楯として恩を清政府に邀へ、通事となり總通事に陞り、旁ら軍功に叙せられ千總となり、陞りて營官と爲りたるが總通事の実権及び收入額は依然として其身を離れず、又新城の墾主となりて利権を墾民の上に弄せり、則ち斯かる秩序なき政府の下に斯かる雑多の利を受くるこそ彼が頭を低れ用を爲す所以にして、而も其用を爲すは官の爲にするに非らざるなり、然れば即ち今改隸創政の時に當り、匪賊出沒し人心の浮動するあり、先づ第一に注目す可きは李阿隆の情態なり、彼れ假令乱に与するの徒に非らずとするも、利権の上より永く清政府を忘るゝ能はざる可し、即ち旧日の如く太魯閣蕃に倚りて重きを爲し、而して新政府に対しては故らに事を遷延して以て恩を邀へ、若し目的を達せざれば陰に蕃を使噉し、我が蕃政を阻碍せんとするものなるを知らるればなり

太魯閣蕃（十五）（大正三年三月二十四日）

▲然れども当年にありては、領台日淺く、何人と雖も前述李阿隆の閱歴を知る能はず、唯其恭順の意を表し、又府に入り大官の命を受けたるさえあるが為め、爾來宜蘭庁員及び民政局員は交新城に入り、彼を案内者とし太魯閣蕃地を探検せんとせしも、阿隆は蕃の兇暴を口実として之を阻み、又陸軍に於ては參謀を派し、前約に依り新城蘇灣間の旧道を探検す可く、太魯閣蕃を嚮導たらしむ可き旨を以てしたるも亦応ぜず、而して李阿隆の此場合に於ける【※原文…の】情狀に就き疑ふ可きものを挙げれば左の如し。

(一) 曩に太魯閣を招撫する為め、寄託したる恵与物品は諸く蕃に分配せずして私服を飽かしめたる形跡あること。

(二) 彼は我直接に蕃に対することを忌み、種々の口実を用ひて入蕃調査を拒み、為めに太魯閣方面の実査は毎に要領を得る能はざりしこと、是れ前項恵与物品に關する不埒を掩ふよりは寧ろ胆敢不敵なる意志を挾持したるものにして、即ち我が直接に蕃を操縱するの事權を妨げ、己れ中に居て以て利を図り、殊には其立脚地を固うせんと欲するに在り。

(三) 當時卑南、璞石閣、花蓮港等の地には清国の敗兵及び土匪の徘徊する者仍多く李阿隆は假令之れと通牒せざるにせよ少なくも之に接応し、竊に物を接濟する底の態度は之れ有りしなり。

(四) 前項の事実あるが為めには、其太魯閣蕃に対しては、決して新政府を謳歌せざる可し、寧ろ日本人を誹毀するのみ、蕃の感情を悪うし禍心を包蔵するに至らしめなり、是れ調査を拒むの一因たる可きなり。

(五) 又當時宜蘭地方より、戎克船の新城方面に入航するもの多し、戎克の出入は今に始まりしにあらざるも、

今は其数の多きのみならず、怪しむ可き徒輩の乗り込み来り、又李阿隆が之を利用して、禁制品即ち銃器彈薬を太魯閣に密集【※原文…售】するの嫌疑あるを致せり、是れ固より然る可きの疑ひにして寧ろ事実と認む可きものあり、其曾て加札遠及び卑南勢を圧迫するに当り、現に清官吏より、之を供給せしことは明かに彼等の口にする所なれば今李阿隆が之を敢てするは、己れの勢力信用を保つ上より特に必要とするものなり。

▲如上の状況なるが為め広瀬書記官の措画も何等の成功を見るなく、太魯閣の内面は竟に測知すること能はず。

太魯閣蕃（十六）（大正三年三月二十五日）

▲是に於て官は太魯閣蕃に備ふるよりは、李阿隆の挙動を監視せざる可からず、則ち花蓮港守備隊より約一分隊を以て停止將校斥候を、新城に分遣屯駐せしめたりしに、同十二月少尉結城某以下、悉く太魯閣蕃の襲殺する所となる、因て花蓮港守備隊は、各所の分遣兵を合して討伐隊を組織し、新城に向ひ先づ死屍を収容したるに、其屍に残虐なる侮辱を加へ、並に新城に集積せる兵站材料及兵器の全部を掠奪し去りし後なりき、而して特に注意す可きは新城庄の支那人（戸十口五十）は隻影を留めず、家具を収めて太魯閣蕃地に遁匿せし形跡ありしと云ふ、乃ち火を空屋に放ちて帰營せり、時に明治三十年一月なりき。

▲太魯閣の頑冥不靈なるは固より我が予知する所なるも、斯くの如く残暴忌むなくして、我が監視哨を全滅せしむるが如きは、扇動教唆の結果たるを知る可し、当時李阿隆以下新城の流寓支那人は十戸のみ、之を他処に移し【※原文…安挿し】て、新城を清掃し、然る後ち適當なる対蕃政策を講ずるを上策とす可し、若し然らざるも、李阿隆の罪を断ずるは蓋し当然の処置なる可きも、時に今後の太魯閣の操縦を顧慮する所ありたるもの如く、時の地方庁（台東支庁）は尚彼を利用して、太魯閣を操縦せしむ可く極めて柔軟なる政策を執りたり

と云ふ但斯く柔軟の態度に出づるも亦事情の在るあり左の如し。

(一)初め二名の兵あり、太魯閣蕃の植え居る芋頭を妄りに掘り取りたるを以て蕃は憤り武器を携え訴え出づるもの十五六名なりき、隊長は之に對し僅々の芋頭を掘りたるのみ、騒ぐ可き程の事ならじ、以後は注意せしむ可しと慰め還らしめたり。

(二)其後又兩三日を経て、一蕃婦あり物品交換の爲め下山したるを、三四名の兵卒は姦淫を促し、遂に姦淫に類する所爲あり、或は情を遂げたる後三錢つつを与へたりと云ふ、而して彼は歸社して其父兄に告ぐるや、蕃は大に憤怒し是の挙に及びたるなり。

▲右の事實ありとせば、地方庁が阿隆の処置を敢てせざる亦謂はれなきにあらず、彼は固より老獪なり、老獪なるに因て斯【※原文…箇】様なる出来事を喜ぶと同時に勉めて蕃情を迎合せんとするなり、之を要するに蕃を解せざるの徒に依りて劈頭に太魯閣蕃を害し、同時に李阿隆をして益々蕃の信重を博せしむるに至れり。

太魯閣蕃(十七)(大正三年三月二十六日)

▲然れども太魯閣の兇暴は其罪を問はざる可からず、同二月基隆守備隊の歩兵二箇大隊、台北守備隊の砲工兵各一箇小隊を以て之を討伐す、湯地連隊長之に長たり、加礼遠埔より山を攀ち路を開きて進み、三月を以て九宛社及古魯社を討つ、續て擢其力、石空、七脚籠等を討たんとせしも、地勢險悪にして未だ実行するの機会を得ず、会霖雨月を互り、大多數の病兵を出し、且海上は波高く交通の難を極め、舍營糧餉も亦便を失するに至りしを以て、同四月其討伐を中止し、米崙に一箇大隊を留め、加礼遠埔に監視哨を置き、他は悉く原隊に復歸したり、是の役や太魯閣蕃を殺す十名内外なりしも、我兵の首級を失ふ三十余名、村田銃を失ふ百挺にして蕃

は反て我を軽んずるの傾向をなしたりと云ふ。

▲前項の如く討伐は中止せられたりと雖も、之に代ふるに太魯閣を封鎖することを以てし、即ち花蓮港守備隊は本部を米崙山に置き、二箇中隊を屯駐し加礼遠港、花蓮港、呉全城に監視哨を分佈【※原文…部】し、大巴望に一箇中隊を派し、其一箇小隊を拔仔庄に分遣せり、然るに是封鎖は太魯閣蕃を懲制【※原文…創】せしめんと欲して却て李阿隆を喜ばしめ、又太魯閣蕃をも殆ど懲制【※原文…創】せしむるの効力あらざりしもの、如し。

▲何を以て之を云ふ、太魯閣は東部台湾の各種族蕃とは昔より接近せざるを以て、達奇利大小清水の諸溪口に於て支那戎克と貿易するを常とせし為め、今叙上の地を封鎖したりとて、著しき痛苦は感ぜざる可く、又李阿隆は我入蕃を忌む多々の事情あるは既述の如くなるが、殊に其死活問題と謂ふ可き一事は他人に入蕃せらるゝ時は、從來其暴利を貪れる情状発覚し、同時に蕃をして正当なる価格を知得せしむるに至る可し、此場合は己の信用を失するに止らず、身首所を異にするは必然なるを以てなり、又殊に我監視哨の全滅以來は、新城以北には何等目を遮るものなく、戎克は益々来り貿易は益々憚る所あらざれば、太魯閣は寧ろ一層の便利を得たるにあらざるなきか。

▲此の封鎖の効力は固より望む可き【※原文…ま可らざる】も此施設あるが為め、兎に角官と李阿隆との間は稍々接近せんとするの觀を為したり、同三十一年一月是より先去年五月を以て台東庁の設置あり、其の下に弁務署を建てらるゝや、新城等一帶は、奇來弁務署の管轄に属せり、然れども官吏は仍ほ花蓮港に在て署務を執りたりと云ふ。

太魯閣蕃(十八)(大正三年三月二十七日)

▲是に於て相良台東庁長は、奇來弁務署長に訓令するに李阿隆を招降なす可きことを以てし、先づ奇來住民に命じて之を勸諭せしむ李阿隆は病と称して出ず、同族李錦昌を遣はし、新城庄民の總代として李阿隆の降書を呈せり、庁長乃ち弁務署に於て之を引見して降を受け、特に太魯閣を招撫する上に努力す可きを命じ、李阿隆を太魯閣蕃總通事となし、李錦昌、張阿三を同通事となし總通事に、月給二十円、通事に十二円を支給し、仍招降運動に用ふ可き多量の惠与物品を授け帰山せしめたりと云ふ

▲此の時に當り、太魯閣の勢力は未だ之を詳かにする能はざるも、其銃器の上より觀察すれば、初め加礼遠蕃に圧迫せらるゝ時代は、彼等は唯だ弓矢、刀槍を以て之に對したりしが、李阿隆と接近するに及んで、漸く銃器の供給あり、續て清政府が加礼遠南勢を彈圧するに當り、其利用せられし為め、時に銃器を得ることあり、尚其傍ら常に阿隆との貿易あり、次第に銃の数を加へて勢力【※原文：武力の強大】を致し、前年及【※原文：又た】新城に監視哨を廢殺し、再び討伐軍と九宛古魯に戦ひ、村田銃二百数十桿を得るが如きは、著しき武力の増加と云ふ可く、又是より先き清國敗兵の銃器をも買得ること【※原文：さへ】あり、之を過去二十年の形勢に比すれば、殆ど霄壤の差あるを見る可し、是の如き情形なるを以て、前項李阿隆の降伏を見るも、太魯閣は未だ招論に應ぜず、依然として出草兇行を逞うし、加礼遠の方面に殺戮を絶たず、李阿隆【※原文：等】の前約も又何等の効果を奏【※原文：報】せず

▲是に於て同三十三年相良庁長は花蓮港に出でて、李阿隆を督勵し、遠かに撫に就かしめんとせしに、亦意の如くならず、因て親ら進で蕃社に入り、以て其撫摺【※原文：就撫】の実を挙げんとす、阿隆頻りに蕃の動靜

を報じ、其入蕃を不可とせしも、庁長は斥けて納れず、今阿隆の声称する所は、固より誇張ある可しと雖も、当時の蕃情を参考するに於て思半ばに過ぐるものあり

太魯閣蕃(十九)(大正三年三月二十八日)

▲今阿隆の声称する所を見るに如左【※原文…即ち左の如し】

謹具す、太魯閣外社蕃の五社長及び衆蕃は降の家に集り、協議をなせしに、五社長【※原文…等】は前年帝國天兵の新城を鎮守するや、初は太魯閣と相好かりしも、後には内社兇蕃の新城に往来するもの多し、外社は之を阻遏せんとするも内社は聴かずして天兵を殺害せり、続いて帝國天兵は境に到り、黒白を分たずして大砲を開き、外社を乱打し、外社蕃にして打殺に遭ふもの四名【※原文…(一は九腰社のシイロヲ、一は擢其力社のヤアカラ、一は古魯社のマアシン、同上のリスハンス)】あり、故に衆蕃は天兵が既に外社を乱打するを以て已むを得ず衆を集め抗議【※原文…敵】するの計を議し、彼我戦を交へ、我が太魯閣蕃は天兵に打殺せられしもの數十名あり、又五社の家宅を害せられ家具を損じ、惨伏に耐へざるもの三社あり【※原文…三社とは九宛、古魯、擢其力を指すものにして、当時九宛古魯の二社は討伐軍に踏み込まれ、擢其力社は砲撃のみを受け、石空、七脚籠は地勢上攻撃を免れたり、故に損害番社を二社と云ふなり】、去年台東庁老大人は、李阿隆をして、外五社に大日本帝國に帰順せよと説かれたる【※原文…りし】も、我が衆蕃は強て命に従はずりし、尚李阿隆は諒々として五社長及び衆蕃を勸告せしも我等は仍ほ之に従はざるを以て、李阿隆は之を老大人に稟明して、遮仔陣頭を以て境とし、大日本官長及び日本人は樹林に入らざることを、並に蕃社内に入る可からざることを約し和解せり、然るに今又李阿隆をして来て老大人が我が太魯閣地方を巡視する可しと

説かしめらるるのは、即ち老大人が前約を失せらるゝものなるが故に、蕃は心服せず、若し老大人が我境に到るならば必ず書を加へん云々、因て隆等は好言を以て再三改め勸むらく、帝国の官長が蕃社境内を巡視し、日本人が境内に通商貿易するは美挙なり云々と、蕃乃ち曰ふ老大人境内に到らんとすれば、数十人の死者に賠償を要すと、隆等は対陣交戦の際に命を殞せしは双方俱に之れあり、今賠償を求むるの理あらずと論せしも、蕃は仍ほ其交戦せざる以前に於て四名を殺されしを言へり、隆等は是に於て答ふ可きの言なし、蕃は又曰ふ若し我等が永遠和睦し、大日本帝国に帰順せんには、左の三件を容れらるゝことを要す。

第一件は金一万両、モーゼル銃十桿、彈丸一万発、水牛二十頭、銅鍋十担、緋縵五十四、淺黄洋布五十四を
出し毀書を蒙りたる家屋及び家器の賠償をなす【※原文…とする】こと。

第二件は金二千円、孟塞銃八桿、彈丸八百発を以て死者四名の賠償とすること。

是二件を以【※原文…將】て先づ送り來り、進見を作すあらば、衆蕃は服す可し、若し此物件(原の)なくんば、老大人は此地(原の)に至る可からず。

第三件は清国時代に於けると同く孟塞銃及び同彈藥等を通商貿易せしむる事。

太魯閣蕃 (二十) (大正三年三月二十九日)

▲台東庁長は右の不遜なる李阿隆の言に就き詰責を加へ、之が確答を促し、一面には万一の場合に備ふる爲め、孟塞銃の彈藥五万発を総督府に請求したりしが、其後阿隆の差遣せる使及陳謝書等に因り愈々入蕃す可く決定し、三月二十日を以て屬僚六名と共に発程し、遮仔埔に入る、

李阿隆及副通事李錦昌以下土目老蕃四十余名の出迎あり、導きて古魯社に到る、途に出迎ふ者【※原文…亦】

数処にして、社に達する頃には二百余の多きに及び、翌二十一日古魯社を發し擢其力社に到り、九宛、古魯、擢其力の三社通事及土目老蕃等を招集して訓示を与へ、月手当金及び惠与物品を發給したり、次に二十二日石空、七脚籠の兩社に向はんとする時、途に土目老蕃の出迎ふるあり、由て社に入るを中止し之を此処に引見し、前同様の事をなし直ちに擢其力社に回り來り、翌二十四日は同社に滞在したりき、而して一行に対する各社蕃は我惠与に酬ゆとて、各自に多数の芋麻、蕃衣【※原文・布】、鹿皮、鹿角、獸骨等を贈物とし又持參す可き物の用意なき者は、身に著けたる衣を脱する等該蕃の兇暴なるに似ざる行為あり、翌二十五日を以て李阿隆以下蕃人約百名に護衛され花蓮港出張所に歸還せりと云ふ

▲太魯閣外社の社別、男女口数は曩に明治二十九年を以て李阿隆に提出せしめたりしが更に是行に因り一層の詳を得たり、即ち従前の社名は各総称にして其内に数部落を建てたるを見るなり而して其人口は二千二百八十九名にして前度に比し倍数以上の増加なるも、是れ滋息と曰はんよりは寧ろ調査の結果と認む可きものにして、其各部落は必ず輓近に於ける勢力の發展により形成されたるものとす、現に石空社の如きは新に大清水溪に分布したるものあり、即ち後年に於けるグウクツ社の基礎を成し、又加礼遠山に分布したるものあり、是れ後年に於けるウイリイ社等の基礎を成したるものなる可し、

太魯閣蕃 (二十一) (大正三年三月三十日)

▲而して其社別、各部落及男女口数は左の如し

社及部落名	土目名	戸数	男	女	口数合計
九宛社	九宛	いばんたつぽを	四二	一一八	一一二
					二二〇

同	社	遮仔埔	わいぱくあうい	一五		三四	三一	六五
同	社	八連	ういりいろをぼう	七		一九	一七	三六
同	社	鮠叟	やけんいばん	三三		七八	七二	一五〇
同	社	新毛蘭	ろをんあぼん	三九		一一一	一〇四	二一五
同	社	新巴簡	ろをかんぺいば	一四		二八	二四	五二
同	社	牡牛骨	うびんたん	九		一九	一七	三六
古魯社	古魯	やけんぼつきろ		五一		一四四	一三八	二八二
同	社	魯登	うびんろをばく	三四		八八	七二	一六〇
同	社	東満	やけんわいばく	一二		三五	二三	五八
同	社	勿覚宛	はあでくわあぼく	一〇		一八	一七	三五
擢其力社	擢其力	そをろくろうわい		四五		九一	八六	一七七
同	社	擢其力	はわんはあかん	一六		二五	二三	四八
同	社	打寔	ばわんなあぶん	一七		三三	三一	六四
同	社	寔仔簡	らあかあましん	一七		三四	三二	六六
同	社	蚶牡	いなああひい	一七		三六	三四	七〇
同	社	抜打蘭	ぼつきつばあく	二一		四八	四六	九四
石空社	石空	しろんぼつき		二九		七〇	七五	一四五
同	社	大清水	あぼんはかん	一三		二八	二七	五五
七脚籠社	七脚籠	ろうてへゆうも		三二		七一	六九	一四〇

同 社 老	くうろをべゑはく	一三	二六	二五	四九
同 社 新里簡	たつこんろをす	一四	三二	三〇	六一
合計五社二十部落		二二	五〇	一一八	一一〇
				三	二二八九

以上

▲右の外、各社に寄住し、通事或は社丁の如き事をなす支那人種族は、九宛社に二戸男四、女三とし、古魯社に十戸男二五、女二七とし、擢其力社に六戸男十二、女十七とし、石空社に四戸男七、女六とす、是等男女百余名が、若実意に生計を営み、敢て陋劣非違の動作あらずとせば、太魯閣を啓発する上に多少の便宜を見る可かりしに、彼等は縁故なき新政府に対しては、何等痛痒を感ずるなく、寧ろ蕃政を暗阻潜撓するものなれば、実に古の所謂社棍なりき、頑暴無比の太魯閣に百余の社棍の勢力を加ふ、当路の経営も亦難しと云ふ可きなり▲然れども這般の入蕃に因つて、蕃社部落を重視し、戸口を詳知するを得しのみならず、社棍の居処人員等を窺知するを得たれば兎に角参考に資する少からざりしなり

然るに茲に一言す可きものあり、彼が如く我が入蕃を拒みたる李阿隆及太魯閣蕃が俄然之を承諾し尚且途上の送迎社内の款待に至る迄、頗る豹變の態度を示すもの豈に夫れ所以なかる可けんや、蓋し惠与の豊厚なると、彼の要求を納るゝの多かりしに由るのみ、是れ固より然る可き処置たるを害せざるも但伝ふる所に由れば、當時五万発の孟塞彈薬を以て其惠与中に加へたるなりと、若し然らんには彼に五万発の戦闘力を加へたるなり、抑埋伏狙撃を主とする彼等をして五万発の戦闘力を有せしむるは、其勢力に至大の關係を与ふるなり、然らざるも既に溪頭蕃が宜蘭庁に対し、今や太魯閣は通事李阿隆に憑り精銳なる銃器の供給を受くるが為め、驕傲日に甚だしく常に溪頭蕃界に横暴を逞うす云々と述べたる如く、亦以て太魯閣の情状の外に見はるゝ所を知る可きなり

太魯閣蕃（二十二）（大正三年三月三十一日）

▲又是の歳九月阿里央【※原文・史】出張所に来れる南灣蕃マツキレキンノフス社蕃により太魯閣に由緒あるタウサイ蕃の消息を探聞せしが亦以て太魯閣の勢力が外に波及せる一斑を推知す可きものあり、左の如し

(一)溪頭内社の最界に位する、ピヤフン社より、西南約十二里にして、シカバウと称する山に達す、是山を越ゆればシカヨウ社、シラマオ社と云へる兩社あり、此社を経て約十五里にしてトミナンと称する山あり、再び歩を進むれば、マビヤンと称する大山に達す。山麓に大社あり、ムウシヤテエと呼ぶ東北はガモガンに南西はテヨコ、即ち太魯閣に接せり、是高嶺は雲に聳え、山脈四方に延び其脈の頂及び中腹の稍々平坦なる処に蕃社散在す、是蕃は全部太魯閣種族たり。

(二)下南灣にタウサイと称する大社あり、即ち太魯閣の種族にして十四五小社の集団あり、彼は従前より貿易下山せしことなし、日用の食塩は火力を以て製造し、糸、針、農具等は、他社の貿易供給に依り、而して該社は南灣とは互に仇視し時々争闘せり、而も銃器彈藥に欠乏し唯だ弓槍のみを以て狩鹿と掠首とに従事するのみ。其面部に刺墨の少きは人頭を得るに易からざるの例証なり、然るに近来は南灣と和親の機会を得るのみならず、太魯閣との交通も亦開かれたる為め、銃器彈藥の供給あり、十四五歳以上の男子は概ね之を所持するに至れり。

(三)阿里央【※原文・史】より太魯閣に達する通路は阿里央【※原文・史】よりマツキレキンノウス、及シキヌツ社約十三里、是れよりタウサイへ約十五六里、次にテヨコ即ち太魯閣迄約六里なり云々。

▲太魯閣が銃器彈藥に富みたるが為めタウサイ蕃が其余沢を受け、漸やく銃器を手にして十四五歳の幼蕃丁にさえ及すに至つては、殊に藐視す可からざるに属せり、太魯閣と斗₄央との由緒に至つては、略既に述ぶる所な

るが、今重ねて詳述し以て参考に資するあらんとするは太魯閣と斗央【※原文・史】との関係なり、惟ふに此兩者は原と祖先を同うせるものなる可し、若し然らざるも其祖先の出処は必ず同一地方なる可し、現に太魯閣と斗央【※原文・史】との言語同一なるに、山西の倒略咽と斗下【※原文・卡】の言語も亦大同なるを伝えればなり、殊に前項マツキレキンノフス蕃も亦彼を指し、太魯閣種族と稱するさへあり、而して其台湾平原に分布せし時代の如きも、蓋し亦分布地域の曾て相違【※原文・遠】隔せざるや勿論なる可く、尋で眉溪の流域を過るや、彼は殆ど相連接して相分布し、其分社して中央山脈を越ゆるや、亦復た山東に相隣りて部落を相為し其耕作地の如き、方に呼へば応【※原文・膺】ふる咫尺の処に相望むと云ふ。

太魯閣蕃（二十三）（大正三年四月一日）

▲是れ前項蕃女の謂ふ所のタウサイテヨコト、其間六里即ち我が十二町と稱するに頗る符号するものなり、既に清政府が開山撫蕃の事を試むるや、太魯閣蕃は出でて師旅を迎ふるも、南灣蕃社之に反抗せり、而して斗史の態度は如何、亦太魯閣と同一意向を執りて撫に就きたりと云ふ、是に由て此を觀れば、太魯閣、斗史の由緒は甚だ深くして、実に密接の關係を保留するもの、如し、聞くが如くんば明治二十七八年の頃、兩社蕃が結婚問題より紛糾を惹起したる事あり（其の因由は太魯閣蕃丁が、斗史蕃丁を娶るに当り、約已に成りて、蕃女、意變し斗史蕃丁と婚して逃亡せり、太魯閣蕃怒り往て其男婦を滅殺す、是より兩蕃の交渉となり、互に戦はんとしてたりしが更に交渉の結果戦争を為すを止め爾後前の如く往來親交をも為さるることに協議決定せりと云ふ）然るに今マツキレキンノフス蕃の言に憑れば、再び貿易をも開かれたるが如し、則ち彼等が根底ある由緒關係は、一朝の紛糾を以て未だ遽に断離さる可らざるを知る、但だ未だ往昔の如き親睦を回復するに至らざる

のみ太魯閣の沿革を敘するに当りては、一応右の斗史蕃の位置、蕃社の名称等を開列するの要あるべし、乃ち左に之を摘録す。

斗史蕃は大濁水溪の上流と、達奇利溪の上流との中に位する一高嶺の南麓に在りと云ふ（蕃務本署の地図に照せば大濁水溪の源頭、二流の中間に於ける地区、即ち右二流の合して、大濁水溪の上流と為る地点以上の処に位置せりと雖も、該源頭二流は現地図の処より、更に其の南方山嶺の麓に属せりとの説あり、今ま仮に是の説に従ふ、是の地域に十四五社、或は十余社を分布すと曰ふと雖も、現に知り得たるは、ブガアリ社、トクビク社、コヨリツシ社、ロロドフ社、ツバアン社の五社を有せり

▲右斗史蕃を五社とすれば、同治年間清軍が下南灣の地に接見し、撫を受けたる蕃社数符号せるも今の蕃の言ふ所に合せず、蓋し斗史蕃も亦太魯閣の如く、深山に順境に栖息せしものとすれば、社衆の滋息せざる理なし、彼は連りに下南灣に向つて社運を拡充し、又原住地に於て時には分社し、時には合社する等の事あり、屢ば異動を経つゝあるものゝ如し、要之斗史蕃が、毎に太魯閣と割拠地を近接せることは前項の如くなるが、仍ほ現在の地区も亦頗る其の用心を推知するに足るあり、即ち遙に中央山脈を以てシカヤウ、サラマオの諸蕃を隔断し、背後の山險を恃み、上南灣を扼するの形勢を為したるものゝ如く、而して太魯閣とは咫尺を隔てゝ当面に相望めるもの、是れ緩急相援ふの意を寓するや明かにして尚ほ復下南灣に發展の勢を示せるを以て南灣蕃とは殊に水火も啻ならざる間に在り上南灣のマツキルモアン社、マツクワボウ社等の頭目の言に、斗史蕃は下南灣中一団を為し従来一回も山を出て貿易せしこと無く、日用の塩は海水を汲みて、自製するを常とし、稀れに他社の供給に需つことあり、彼は銃器彈薬に乏しきを以て兇行には弓矢を使用し、随つて額に黥を施すもの少数なり、彼は上南灣と互いに仇敵視し、時々争闘するを以て、相交通する如きは曾て想到せず、今命に従ひ悪事を為さざるを誓ふとも、但だ斗史蕃のみは将来とても円満ならしむる能はず云々、是れ明治三十一年六月中に

於ける彼の陳述なるが、是の時までは南灣蕃は、確に斗史の仇敵を以て自ら居りたるも、斗史蕃は曩年太魯閣の紛糾以來、一旦平和の交渉を目的するも、未だ従前の如く融和するに至らず、則ち南灣蕃と接近して、無事を図るの傾向を生じ、並に下南灣建社し或は先住の下南灣蕃と嫁娶する等の関係よりして、漸次彼我の親和を得るに至り、爰に斗史蕃の形勢は一変して太魯閣をして唯一の外援を失はしめたるものゝ如し。

太魯閣蕃 (二十四) (大正三年四月二日)

▲彼は上南灣と互いに仇敵視し、時々争闘するを以て、相交通する如きは曾て想到せず、今命に従ひ悪事を為さざるを誓ふとも、但だ斗史蕃のみは将来とても円満ならしむる能はず云々、是れ明治三十一年六月中に於ける彼の陳述なるが、是の時までは南灣蕃は、確に斗史の仇敵を以て自ら居りたるも、斗史蕃は曩年太魯閣の紛糾以來、一旦平和の交渉を目的するも、未だ従前の如く融和するに至らず、則ち南灣蕃と接近して、無事を図るの傾向を生じ、並に下南灣建社し或は先住の下南灣蕃と嫁娶する等の関係よりして、漸次彼我の親和を得るに至り、爰に斗史蕃の形勢は一変して太魯閣をして唯一の外援を失はしめたるものゝ如し。

(※囲みの部分は二十三の一部と重複している)

▲太魯閣に対する斗史の情状は是の如くなるに、尚ほ又南灣は元來の強敵なり。爰に南灣が如何なる原因より相仇敵視するやに就きては、蓋し南灣の眼中には溪頭蕃なく、唯だ太魯閣蕃あるのみ。太魯閣も亦傍に木瓜蕃あるも遙かに南灣蕃の勢力をのみ之れ慮れとするのみ。顧ふに両強は並び立たず。互に雄長を争ふもの是れ其の一なり、南灣蕃は其の初め三星山の奥に栖みたるものなり。即ちガヤウ若くは溪頭と同一の種族にして、太

魯閣の祖先は全然此れと異れり。是れ其の二なり。太魯閣は南灣と言語風俗を同うせず。是れ其の三なり。蓋し南灣は実に此の三箇の原由を以て、太魯閣と相競はんとするものなるべし。而も彼は銃器彈藥に富むを以て容易に事を起す可からず。則ち此の間に於て斗史蕃を引くは此が外援を得るの利益あればなり。又下南灣の移住蕃を結合するは、此が内部を固むるの利益あるなり。果然南灣蕃は新たに下南灣に七社（此の内リヨヘンは在来の社蕃若干の斗史移住蕃を加へたるものとし、コゴツ社マツキレキンノヲス社は全部斗史蕃より成るものとす）の結合を見るに至り、上南灣八社と共同して南灣十五社の声勢爰に成れり。是に於て太魯閣は遂に孤立せり。

▲彼れ自身も亦た知る所なるべし。但這回の就撫は往年の清政府に於けるが如く、我が政府よりも亦た特別の恩撫を受くると同時に、勢力をも付与せられたることなれば、彼等に於ては甚だ好都合と謂はざるべからず。如何に頑迷不靈なりと雖も、兎に角に是に至れば新政府を歓迎せざるの理由あらざるなり。越えて同三十四年に至り、太魯閣は李阿隆を介し、國語伝習所分教場の設置及び内地商人の入蕃を請ふに至れり。因て此れを許し、古魯社に分教場を構築し、十月五日を以て授業を開始し、蕃童十三名、蕃女二名を收容せしが、商人の入蕃に關しては、賀田組をして店舗を古魯社に開き、日用物品を供給し、並に制限を立て、銃及び火薬をも供給せり。是れ同年八月の著手(著)に係れり。分教場及び商店を蕃社に置く。蓋し長足の進歩をなせるものにして、アタイヤル蕃族殊に太魯閣に対する措置としては最も英断を以て称すべきものたり。但だ銃械火薬の店舗を開設するが如き、凡そ非常の功を貶めんとするには、亦特別の施設あらざるべからず。即ち此の挙ありしものゝ如し。然れども其の影響する所は、虎に翼するの情態あるのみならず、他蕃は嫉妬し、菅外者【※原文…番】は羨望し。其の嫉妬と羨望とは、更に悉く当局者の頭上に落下し来れり。

太魯閣蕃（二十五）（大正三年四月三日）

▲当時羅東支庁長は左の報告を為せり

羅東、利沢簡等の人民は海路より南山脚、龜駱（即ち魯古【※原文は古魯】）等の地方に出稼を為すとするが、彼地沿岸の蕃人は温順にして敢て強梁を逞うせず、却て其の物品交換を喜び、寧ろ出稼者を歓迎する傾きあるより、斯業に従事するものは歳々増加を來し、夏期の波静かなるを待ち、數百名の出稼者あるを聞きしに、頃者彼等が続々歸來し、出帆の舟船も亦俄に止みたり。其事情を視察せしに左の如し

曰く太魯閣海岸蕃（即ち外杜蕃なり）は柔軟なるが如しと雖も、其の内杜蕃は兇惡にして、常に海岸蕃が本島人と往復して利益を独占するを屑しとせず始終反目の間にありしが、本月十六日の黄昏に至り、二十余名の内杜蕃は突如として龜駱に襲來し、同地在留の本島人三名を傷け、海浜に追窮して溺れて死せしむる等の慘あり。局面一変して不穩の形勢を示し、早晚内杜海岸社との間に一大争鬪を起すの傾向あるを以て、藺民は危険を避け歸來せしものなり云々

▲又南灣蕃が警部補神谷金吾等に対し小南灣蕃海浜に於て、銃器彈藥の貿易を請願する問答中に左の言あり
太魯閣蕃と南灣蕃とは多年火水も啻ならざる間にありて互に相敵視せり然るに南灣蕃は現に彈藥竭きたるも交換を受くる能はざるに反し、太魯閣蕃は自由に之れが貿易を受け居れり。今後彼と争鬪を開くに至らば、彼は銃器彈藥を補充するも、我等は其の道なく、忽ちにして討ち亡ぼさるゝは疑ひなし。如何なる詔を以て我等には銃器彈藥を交換せしめられずや云々

▲右に掲ぐる所の前段の事實は内杜社が外杜社を嫉む情態を示せるものにして、彼れ物品日用の貿易と雖ども尚ほ

斯の如し。而して其の嫉まるゝものは何等事なきを得て、却て支那人が其の害を受けたり。即ち其の賀田組の銃器彈藥店に対する内社の感觸は果して如何、次に後對觀して、宜蘭庁は彼が怨府たらんとする傾向あり。凡そ与ふる所の訓戒、受くる所の誓約等、一も効力の持續されたるものあらず。顧ふに蕃情は常なしと雖ども、亦た自ら銃器彈藥の事項が此れが關係をなせるに非ざるに無からんかと。

▲古魯、九宛、擢基力等が内社の嫉みを受けたるは、亦た自ら嫉まるゝまでに己れを利したるの結果にして、尚ほ其の利と勢力とを保持するの必要あるため、我に對しては其の牙と爪とを斂むるは自然の勢なるべし。然れども我に依るがために内社と戦ふまでには至らず、内社も亦た支那人を遂に払ふのみにて満足し、敢て我が勢力に反発するまでには至らざりしものゝ如し。而して台東庁としての此の際に執るべき手段は、果して如何なりしや、未だ此れを詳かにせざるも、斯かる機會こそ一歩を進め、乘じて以て此れを利導することを怠るべからず。是に於て乎太魯閣内社を招撫するの議ありしと云ふ。

太魯閣蕃 (二十六) (大正三年四月六日)

▲同三十五年十一月、是より先き太魯閣外社に対する撫綏の跡稍や顯れたるがため、相良庁長は總督の命を受け、内社蕃の招撫を図れり。是に於てソワサツ社外九社の土目【※原文…をめんわたん、しいはう、外十四社の土目はろんわたん、ほうぶい社外八社の土目】ハロン、バヤン、ハタナン社の土目ハロンナビスの四名は古魯社分教場に出頭せり。因て台東庁長は訓示をなしたる後、土目の辞令を授け、月手当金及び恵与物品を与へ歸社せしめたりといふ。

▲而してソワサツ社外九社は蕃丁約八百、エイホウ社外十四社は約二千、ホヲブイ社外八社は約一千、パタカ

ン社は約百と声称し、合計三十四社、三千九百名の数に上れるが、一々其の社名を述べざるを以て此れが詳を得べからず。所謂其の外何社と云ふが如きは、小社なるや將た外社何社を代表せしものなるや未だ明瞭ならざるも、兎に角古魯以下五箇の外社を控除すれば、略ぼ地図上の蕃社数と大差なし、則ち内社なるものは達奇利三棧溪の内層に在りて、近きものは殆んど外社に昆連するものたるを知るべきなり。

▲太魯閣蕃が山東に孤懸し、隣境各蕃族と相善からざるは記述の如くなるが此の引見により彼は又サラマウ蕃及びタウサア蕃と仇敵の關係あるを陳述し現今に於ては彼等の用ふる日用品、農具、銃器彈藥等は、外社なる古魯、擢其力、九宛等より貿易上の供給を受けつゝあるを陳述せりと云ふ。唯夫れ外社の物料は原と前政府時代には李阿隆等の支那種族より供給されつゝありしが、此等は今は密輸入、密貿易として法令の禁ずる所となり、殊に昨今に於ては出稼の宜蘭人民が数を盡して引揚ぐる等、単に蕃の不穩を声称するもの此の間に何等かの消息あるものと察せられ、且つ賀田組を入蕃開店せしめたる為め、十分の設備を加へたる事情も想像せられ、台東庁の對蕃政策は漸次に蔗境に入るの觀あり。

▲但し曩年外社を招撫する際に在て、遮仔埔頭を以て太魯閣蕃境と認め、他種族の入るを禁じ、並に學校職員及び賀田組店員と雖も一定区域外を跋渉するを得せしめざるを以て、未だ十分に内面の情景を知る能はず、殊に新たに撫に就きたる内社の如きは、此れを勢力圏内に置かんとする外社の覇心あり以て我が任意の経略を阻碍するの傾向を成し、又一面には日本人が蕃社に入るも、寄寓支族【※原文・那】民族の生計上の利益を害せざるを約せるため、李阿隆以下は従來の如く蕃社に住み、自由に出入することを得たるに由り、此の間に密かに物資を輸入貿易するは容易のことなるべく、旁た以て太魯閣を利導するは前途尚ほ遠遠なるべきを想像せられ、且つ台東庁が内社を経略するには、其の当年外社を撫するに、支那民族の阻碍を受けたると同じく、亦た外社の欄沮を免れざるの情形あるを想像せられたり。

太魯閣蕃（二十七）（大正三年四月七日）

▲而して此より先八月中、南山脚以南花蓮港までを視察したる蘇灣駐在の警部補神谷金吾等の報告に依れば、古魯社に設置したる国語伝習所の文教場には、八歳以上二十歳以下の者を就学せしめ、現に四十余名の在籍者あるを以て、此れを前年に比し好況なるを知るべく、又銃器彈薬の交換所には現にモーゼル銃、スナイドル銃、シラス銃（仏国軍銃）米国製十二連発銃等とし代価は十二連発銃を除く外は、何れも銀券二十枚に交換するものとし、火薬は一円に十五匁を交換し、一名一回の交換額を二十匁以下に制限せり。又彈薬は一円に二十発を交換し、一名一回の交換額を十発以下に制限せりと云ふ蕃人教育の上に就いては喜ぶべき現象なりと雖も、銃器の供給に就いては、旧政府の鹵莽時代すら尚ほモーゼル銃に止まりしに、今は十二連発銃を供給するが如き、此れ蕃人の知見を開発し兼て帝国文明の畏敬すべきを覚知せしむるが為めか、抑も又た他に事情の存する所あるか、モーゼル銃すら尚ほ然る可からざるに、苟くも連発銃を授くるは寧ろ愛に過ぎ驕兒の後日を顧みざるものと謂ふべきなり。

▲然れども当時の太魯閣社蕃は頗る平穩なり。本年六月中に於て達奇利及び南山脚方面に支那民族の殺讎せし外は別に兇行を伝へず、此れ蓋し本属官庁の撫恤に対し背叛を敢てせざるに因るが如し。但し南東方面に向うて加礼遠、南勢等の蕃を圧する等のことは時に此れありしならんも概して彼等は其の割拠部落拡張をするの時代に属し、従つて好処を趁うて狩獵場と為す等に余念なかりしもの、如く、其のバトラン社及び他の内社蕃は南進して木瓜溪の流域に跨り、石空及び七脚籠等が更に北進して大清水溪を涉り、大濁水溪に近づきし等も亦蓋し此時なるべきなり。

▲太魯閣の台東庁管内に対するは上文の如くなるに、南灣の宜蘭庁管内に対するは甚だ不穩の状態あり。是れ宜蘭が大湖桶山を製腦地に充つるに因て、狩獵耕作の場所を失ふといふに存するも其の半面には太魯閣の如く銃器彈藥の供給を得ば、此れを以て奥区に新狩獵地を求めんと銃器を要求し、傍ら其の兇行を止めず。

▲是に於て同三十六年六月総督府は台東庁に令を發し、太魯閣を利用して南灣の背面を襲はしめたり。太魯閣蕃の声称する所に依れば、十二月を以て内外社を糾集して、一日より四日に至る間を以て、二百戸内外の蕃社一、及び二三十戸の散在せる蕃社と一戦し、家屋を焚き首級十五を馘し、又別隊をして大濁水に接する一社を攻撃せしめたり云々然るに南灣蕃の跋扈は毫も衰へざるのみならず、何等動搖の模様をも認めず搜索隊を出して蕃情を偵察したるも又更に得る所なし。

▲但探偵せしめたる蕃婦の復命に依れば、武塔、リヨヘンの二社蕃等が大濁水溪を下り、海辺に製塩をなし居り、附近に鹿獐をなす時、太魯閣の襲ふ所となり武塔蕃丁二名馘せられ、リヨヘン蕃丁一名を傷死せしめられたるの外は何等異状を認めざりしと言ふ。顧ふに太魯閣と南灣との勢力の比較は未だ遽に断定し難きも、南灣は今斗史と結合し

▲又下南灣の斗史とも結合せし場合なるを以て、如何に太魯閣が銃器に富みたりとて、恐らく未だ全力を挙げ南灣を掩圧する如き行動は執らざるべし。唯だ纔に海岸に沿ひて蛇行し、一部の南灣蕃を同殺したるに過ぎざるのみ。然れども南灣の憤怒は此れに由て愈よ増大せるを知るべきなり。

太魯閣蕃 (二十八) (大正三年四月八日)

▲同三十七年客冬に於ける太魯閣蕃が対南灣の成績の未だ十分ならず、随つて勢力も亦た未だ甚だ畏慮するに

足らざるを以て、此の場合に於て適宜に抑制を武力の上に加へ、専ら啓道を生計の上に加ふることをせば、或は撫蕃の多少の効を見る可からんとす。此の年四月森尾庁長は太魯閣蕃社を巡視し、九月公医を古魯社に駐在せしめ、蕃人の疾病者を施療することゝ爲し、続いて古魯社に警察官吏駐在所を設けて此れを操縦し、殊に従前任意に売買せしめたる銃器火薬に制限を加ふることを計画したりといふ。

▲同三十八年森尾庁長は再び古魯社を巡り蕃情を視察したりしが、蕃情は益平靜なるを以て、茲に製腦業をウイリイ社の山中に開くべく計画を始めたといふ、然るに製腦の事業たる、蕃人【※原文・「人」は記述なし】の最も喜ばざる所、此れ其の利害の常【※原文・「毎」に相衝突するがためにして、何れの地方と雖も、此れを大にしては蕃乱、此れを小にしては大蕃害の事あらざるはなし。故を以て今太魯閣に此れを開くは尚ほ早きの情景あり。警視総長は暫く他方面の原料を採り盡すの後に譲り以て相当の方法を講ずべき意見を示したるが、当時台東庁の対太魯閣政策は頗る順境に進める場合なるを以て、森尾庁長は其の必ず変あらざるべきを復答せり。因て総督は此れが認可を与へられ賀田組に特許して入社をなしたるは同三十九年六月なりしといふ。既にして紛糾は其の月より起れり、八月に至り大蕃害を醸し、花蓮港支庁長大山十郎及び巡查並に賀田組員、諸職人、人夫、脳丁等の殺讎せらるゝもの三十名、抑留せらるるもの十六名に及べり。是に於て十年の経営を積みたる太魯閣撫綏事業は一朝にして支離滅裂し、復た收拾すべからず。

▲然るに蕃變の跡に就き其の情状を尋討【※原文・「討尋」するに、製腦山場を開くは原と蕃の嫌忌する所なるに、營業者が審かに給付す可き警戒手当金の授受期に関し紛議を生じ、終に當業者より其の半額をウイリイ土目に交付したるに、ウイリイは此れを一族間に分配せし爲め、他族の憤怨する所となり、此れを製腦事務所に訴へ、且つ余憤を腦寮に洩らして粗暴の行為あり、一面にウイリイは其の分配の不公平を戒飭する巡查に向つて、我は金員を返還せん、彼も亦た腦寮を撤回すべしと主張し、且つ亦た余憤を腦寮に洩らすの勢あり。偶々【※

原文・適ま】擢其力も亦たウイリイ方面に獮するあり土目は其の妻の誤りて傷つきたるを不詳とし、現場より歸社するや蕃丁は製腦事務所に劇飲し、酔に乗じてウイリイ蕃丁を射撃し、其の肩胛を傷つけ、ウイリイ乃ち銃を事務所に放ち、擢其力も亦た此れに応射し、尋で互ひに退散せりといふ。

▲乃ち蕃變の発端は是の如きのみ。敢て当局失政を以て目すべきに非るなり凡そ斯かる乱麻の場合に於て責むるに常識を以てするは時宜に非ず。況や對手は生蕃なるをや。誠に能く当業者にして区々金銭の上に執著せず、直ちに百二百を揮うて彼のウイリイの私曲を罵るものに分与せば、事は談笑の間に定まらんのみ。何ぞ遽かに數十の人命を損殞し、数万金の事業を廢するに至らんや。然るに事は此に出でず、却て腦寮撤回の挙に出づるが如きは寧ろ事端を増大にし、蕃情激動の材料を添ふるものにして、終に花蓮港支庁長、巡查及び賀田組員、腦丁、職工、人夫等の戕殺せらるゝもの三十六名、抑留せらるゝもの十六名にして腦寮は烏有に歸し多年經營せし撫蕃の施設は長く一場の昔話となり終れり。而して此の蕃變に關係せる各社蕃及び鹹首の数は左の如し。

關係蕃社の数

鹹首の数

擢其力社	一名	一箇
リイボク社	四名	四箇
トヨレク社	二名	二箇
シラガン社	二名	二箇
ブレタラガン社	二名	二箇
ロケン社	二名	二箇
アヨ社	一名	一箇
古魯社	一名	二箇

タヲラス社	二名	二箇
九 宛 社	一名	二箇
エガドサン社	二名	二箇
サガス社	一名	一箇
スピキ社	一名	一箇
ウイリイ社	五名	十三箇
以上		

太魯閣蕃（二十九）（大正三年四月九日）

▲右の蕃人の数は唯だ日本人【※原文…タロコ】の頭顱を取りたるものゝみを掲げた【※原文…ぐ】るも、實地に出擾せる者は固より枚挙に遑あらざりしなり。然るに右兇行蕃を出せる社と雖も、必ず官庁に悪感情を抱けるには非ず、殊に古魯社及び擢其力社の如きは、ウイリイの加害蕃を不問に置く時は再び危害を日本人に加ふるの虞あるを以て、此の際討伐を実行されたと申立て、止まず、而して抑留十六名の者は実に古魯社にあり、一步も社外に出づるを得ざるも、社内の待遇は甚だ鄭重なるが如き、暗に此れを人質となし、後日討伐さるべき夥伴に入るを予防するやの感あらしめたりと言ふ。

▲ウイリイ事件の善後を処置するには先づ以て大打撃を与へて此れを膺懲せざるべからず。而も此れに多大の兵力と戦費とを要せざる可からず。然れども目下の蕃情に対するも亦た其の時機に非ずといふの理由を以て徐々に計画を立て膺懲することに決したりといふ。次で八月大智花蓮港支庁長等は古魯社に向ひ、土目以下の

蕃人及び擢其力社の土目以下を召集し、今回の事件に關しては直接加害に關係なき蕃社は討伐を受くる如き事あらざるを以て、安堵して業に就くべく論し、又加害蕃社に対する今後の注意等に關しては、擢其力社総土目をして交渉する所あらしめんとせしに、彼等は山上に遁走しつゝあり、又ウイリイ方面の蕃は、遮仔埔頭よりウイリイ高地に至るまで約一里半の地点一帯に防御工事を施すべき形勢を示【※原文…亦】し、敢て進んで平地を侵すまでには至らざる模様なるを以て、爰に前述の如き方針を取りたりといふ。

▲未だ幾くならず、同十九日に於て馬黎馬想腦寮に蕃の出擾あり。腦丁男女十三名を滅首せり。此れ南勢番七脚川の所為なるが如し。而して此の腦寮はウイリイ腦寮全滅後に於て、其の残存せる腦丁を收容し、未だ熟腦著手に至らずして復た此の禍に罹りたるものとす。蓋し彼等は太魯閣の二の舞を為すものにして、ウイリイ事件の善後策に於て我が温和手段に出でたるを賄、与し易しと謂ふものゝ如し。

▲次で同二十五日、参事官大津麟平は警察本署長代理の任を帯び、巡查数十名を率ひ、花蓮港に出張せり。此の時に当り太魯閣は疑懼日に深く、唯だ避難の支度に汲々として、寧ろ防御準備を放擲せるの觀あり。然れども平地蕃即ち南勢、加礼遠等は漸く内地人を侮り、官に驕るの情伏あり。又往々官の訓諭を奉ぜず、同二十七日再びチャカン溪に蕃害を見るに至り、事態愈々重大ならんとす。是に於て同九月、第二旅団の歩兵一大隊及び各庁の選抜巡查百名を發し、此が彈圧に任せしめたり。

▲同四十年六月、政府は南清艦隊の浪速、秋津州の二艦を派し、海上より膺徴を行ひ、次【※原文…繼】で警察隊を以て此れを討伐したりしが、其の悪蕃を殺傷せし状況等は未だ詳細ならずと雖も、砲撃に依り蕃社【※原文…屋】を焼夷し、犬、豚、鶏等の死せしものあり。又た李阿隆等支那民【※原文…人】族の家宅敷棟をも粉碎せしは事実にして其の砲撃の猛烈なる特に蕃を戦慄せしめ、子女等は泣て岩陰に潜みたりと云ふ。是より先き台東庁は遮仔埔頭より七脚川山麓に隘勇線を設備したりしが其のウイリイ線は太魯閣と協商して此れを為

し。彼をして自ら平地蕃を防遏するものと思惟せしめたりしが、今やこれを用ひて専ら太魯閣を抑制し其の耕地に轟撃を与へ、又た此の役よりして太魯閣蕃の封鎖を實行せり。

太魯閣蕃 (三十) (大正三年四月十日)

▲上文太魯閣を膺徴せし結果は戦鬪に於て著しき損害を与へざるが如きも、海軍の威烈に戦慄したるは事實なり。然れども彼等が單純なる生活社会にありては、身家を携へて他処に移転するは容易の談なるを以て、未だ此の砲撃は十分なる膺徴【※原文…懲創】の効力を持続すべからず。又た警察隊の討伐及び隘勇線の警戒の如きも、亦た通例以上の特効を奏せざる限りは蓋し他地方と同一の觀をなすべきのみ。但し塩布等の日用品を断ち、嚴密なる封鎖を行ふが如きは此れ即ち恰好の手段たるべく、幸に前日の砲撃に依り、李阿隆は其の家を失ひ且つ恐怖に堪へず新城に転住し、其の他の社棍たる支那人族も亦た漸次其の社を去るもの多く、海上の取締は爾来扇海丸を以て警邏船となし、【※原文…時々陸上を砲撃し】近海を監視したるがため、蕃は愈々日用品の物品に窮迫を告ぐるに至れり。

▲時にバトラン蕃なるものあり、太魯閣内社蕃の一部族として奇萊主山の下に栖息したりしが、其の後移りて木瓜溪の上流に分布し、五部落を建てたり会々総督府は花蓮港方面に通すべき中央山脈横断道路の計画あり。バトランは其の綫路【※原文…路線】に當るを以て招撫の必要あり、由て台東庁をして専ら懷柔策を取らしめたり。是に於てバトラン蕃は撫に就き、台東庁亦た此れを懇諭し、木瓜蕃と互に相和せしめたりといふ。

▲此の時に當り太魯閣の全部は孰れも相互間の平和を保ち、別に争詎睥睨の跡あるなし、唯だ其の内面に於て利害の關係上より親疎を生じ、或は勢力の維持上より融和せざるの姿ありといふ例せば内社と外社とは太魯閣

て太魯閣を控制するの便あり。又南灣を操縦するに依て斗史蕃を利導するの便も亦た少からざるべきなり。概して斗史蕃も亦た就撫し、此が仮帰順を許すに至り、対太魯閣蕃政策に便宜を与ふること少なからず。

▲又一方台東に於ては、此の年七脚川等の南勢蕃を討伐して、更に隘勇線を敷設せり。爾後の形勢は独りアミス蕃族を制遏するのみならず、太魯閣の横暴を制するに頗る効力を有し、彼に一大打撃を与へたりといふ。

太魯閣蕃 (三十一) (大正三年四月十一日)

【※原文…沿革の下】

▲明治四十二年、此の時に当り太魯閣蕃の部落は次第に増加の勢いを示したるが、其の外社の位置は概して従前の如く、海に面する山の半腹にありて著しき移動あらざるも、内社の如きは漸次に内層を出でて外社に近接するものあり内外社の分界は殆んど混合して分別す可からざるまでに至れり。然れども地図の示す所の如く、外社は旧に依て五社なりとせば、其の他は此れを内社と認むるを得べし。今左に内外社を列載せんとなす。

古魯、七脚籠、石空、擢其力、九宛、ラプク、サカダン、セリガン、ダリヤツカ、シラガン、カラガ、タツセル、タチモ、バタカン、バトダン、トガラフ、フロワン、トモワン、チエン、ロサウ、スムダス、カラガ、チエチエン、ガホ、プラタン、バサウバウ、ムコチキヤク、スムダツバロ、グウクツ、ムクワク、バタカン、ハヘン、セバウヤヨン、コロバイシン、バサラン、サカヘン、ウイリイ、

又右の各社間に数十部落あり。或は儼然社名を称し、或は社と称するに足らざるものをも、社に算入するものありといふ。蓋し太魯閣蕃の社を建つるは強ち集団制を取らず、各処に散在して小部落を成せるが故に、守力は頗る薄弱なるべけれども、攻勢を取るものも亦其力を分たざる可からず。従【※原文…隨】て労多く手数を

徒費するの恐れあるを知る。

▲然り而して太魯閣の建社状態に就ては爾来台東庁が封鎖を継続し、宜蘭庁亦た南灣蕃を帰順せしめて益々封鎖の嚴を加へたる為め、遂に十分に詳確なる調査を得る能はず。然れども彼等の窮状は此の封鎖に依り漸く外露を見るに至り、此の年五月、南山脚付近の太魯閣蕃は大南灣蕃隘勇線の海岸分遣所に出頭し、投誠帰順の意を致せり。因て同七月を以て主務官吏を派し、並に花蓮港庁の蕃童教官を会同して大南灣に引見したるが、帰順条件の未だ足らざる【※原文・具足せざる】を以て許容を与えず。

▲斯の如く太魯閣の一部が款を通ずるに至りしは、全く日用物品の窮乏に因るものなるも、我が隘勇線あるに非ずんば彼は敢て南灣の勢圈内に入らざるべし。則ち南灣の帰順は永遠にこれを持続し、以て太魯閣蕃経営の階段に供せざる可からず。然るに大料炭後山のガオガン蕃は、間接に南灣を接濟すべき關係を有せり。彼は南灣と水火の間にありと雖ども、溪頭とは親密にして互に貿易を為し溪頭は乃ち南灣と貿易を為すものなればなり。

▲加之近来ガヲガンの跋扈は看過すべからざるものあり。同四十三年を以て此れが討伐の挙あり。適ま南山脚の蕃は年の七月に於て再び大南灣の海岸に來り、頻に就撫を請ひたりしも、恰もガヲガン蕃討伐中なるを以て此れを許さざりき。尋でガヲガン討伐は功を奏せり。此の前後に於て南灣のタビヤハン、コオゴツ、リヨヘン、マツトベラ、クルゲエフ、マツクバボウ、クムウヤウ、ババウカイカイ、ムキンヤン、ブタア等の社に駐在所を置き、以て撫綏彈圧を兼ね行はしめたるを以て、爰に南灣各社の消息を通ずるを得従【※原文・隨】て専ら太魯閣蕃の情形を探查するに力むる所あり。

▲同四十四年八月、羅東支庁長長田丸直之に命じて大濁水溪より小清水溪に至る地域の踏査を為さしむ。該官乃ち巡查伊藤善助、河村虎一、西島庄三郎等を率い、蕃務本署技手財津久平と共に南進してゲウクツ社に入る。

社蕃頗る此れを歓迎し、特に帰順の許可を願ひ警察官吏駐在所の建設を請へり。該官は他日帰順を許さるべき旨を懇諭し、駐在所の建設に就ては嗣後の交通上海岸に依らんとするか、四時共に激浪の害あり、加之南灣に接境するが故に兩蕃争鬪するの虞あるを以て、帰庁後庁長に稟申すべき旨を告げ、続て此れが踏査を終へ、翌月を以て帰途に上りしが、同社蕃口、ンモヘン等数名は許多の土宜物品を携へ、一行を送りて羅東に來り、遂に宜蘭に來り觀光したりしが、同十二月七日に至り又た四名の蕃婦あり、觀光を兼ね、換蕃を目的として宜蘭に來れり。是に於て屢々伊藤、河村、西島等の巡査を派し、以て蕃の情偽を確査せしむる所あり。

太魯閣蕃 (三十二) (大正三年四月十四日)

▲同四十五年四月、昨年以來觀光せしめたる太魯閣ゲウクツ社蕃は天候の爲め帰社の便宜を失ひたるを以て、爾來此れを滞在せしめて撫恤を加へたりしが、是に至り帰途に就かしめ、伊藤、山名兩巡査をして此れを引率せしめ、紺木綿、針等の恵与品並に交換基品として紺木綿四十反、赤黒毛糸各四貫目台湾煙草三十袋、台湾煙管四十本、同銃五十挺、同鎌五十挺、鍋(尺六)四十枚、同(尺三)四十枚を携帶せり。

▲尋で六月、警務課長金子惠教を南山脚に遣はし、ゲウクツ社蕃の帰順を許し、仮りに其の帰順式を行ひ、蕃務官吏駐在所を清水溪に置きたり、此の日蕃の集るもの左の如し。

ゲウクツ社蕃 キネボ小社頭目口ロモヘン外十四名

同 トアナウイ小社頭目【※原文…ソトボツケ】外三十九名

同 ルウサウ小社頭目ウイランシタ外三十五名

同 カナガン小社頭目ハロンヤウン外二十四名

合計百二十二名

▲右に対しての訓諭約束条件は特に前轍に鑑み後患を慮らざるべからず。乃ち(第一)官命を遵守し、人道を尊重し、人類共同生存の本義に悖らず、職業に勉勵すること(第二)グウクツ社より海岸分遣所に通ずる道路の開鑿に努力を供給し、其他の一切の指揮に従ふべき事(第三)未帰順蕃は蕃社内に入りしめざる事(第四)グウクツ社に蕃務官吏駐在所を設置する事(第五)駐在所轄の蕃社に対しては物品の交換を許す、但し品目數量を限る事(第六)爾後蕃社の巡視に際し努力を必要とする場合は、当該頭目は此れに対する蕃丁を出すべし、但し相当の報酬を与ふる事(第七)各小社頭目は当分の間、毎日輪番に蕃務官吏駐在所に出頭し、蕃地内の取締及び命令の伝達に従事し、其の他の指定公務を弁ずる事(第八)駐在所附近の各小社は毎日蕃丁一名を出役せしめ雑務に従事せしむ、但し相当の報酬を与ふる事(第九)祭儀に際し異種族の在社を忌む旧慣あるも、駐在所を設置せる上は所員に対し此れを適用せざる事(第十)蕃社所有の銃器彈藥は駐在所に提供せしむ、但し有用の際は此れを貸与する事等を規定し、又たグウクツ蕃務官吏駐在所は羅東支庁の所管に属し、巡查班長師井百合一、巡查墨矢勝之助、守屋忠蔵、中川藤七、臼井志成、斉藤昌二、鈴木勘六を駐在せしめたり。

▲グウクツ社は大濁水の溪口を遡る約三十町余の右岸より、海岸に沿ひ山腹を辿りてカナガン社に界す。而して南得奇溪に至るには大小清水溪を経て蕃道約一日半を要し、西に斗史蕃あり、南湖大山には約三日の行程を有せり。南灣蕃は北西に在り、約半日程にして北は海岸に沿うて大南灣溪に約一日行程六里、南灣蕃の狩獵地域には大濁水溪を踰え約二里とす。

太魯閣蕃 (三十二) (大正三年四月十五日) (*三十二が二回出てくる)

▲
 ゲウクツ社は六部落より成る。太魯閣外社蕃の一にして、今を距る十四五年前に於て七脚籠、ムカヘヤ、ヤツチコの三社より移住し、外社蕃中の最北部に位置し、且つ地形上より独立の姿を成す。蓋し其の勢力は外社中の優秀なるものと認むべからざるも、近く南灣なる強敵を控え、其の盛衰は直に太魯閣外社の利害に関すべきが故に、常に相往来し攻守同盟を有すと言ふ。然れどもゲウクツ蕃の言に因れば、擢其力以南の蕃社と、ゲウクツ、カナガン、フチガン、実仔眼、ブラナヲ、石空、ソワサル、古魯の八社とは既に久しく交通せず、擢其力社は曾て我が社と衝突し、為めに我が蕃丁三名を馘首せしことありて、爾来怨恨解けず互に敵視し居れり云々。其の真相は未だ確かならずと雖も、兎に角にゲウクツが得奇利溪以北の外社と親密なるは事実にして、其の親密なる友社が得奇利溪以南の外社に親密なるが為め、ゲウクツも亦た外社全部の団結に加はりつゝあるものゝ如し。而してゲウクツ社の大勢は左の如し。(※原文にある頭目名・勢力者名は省略している)

社名	部落名	頭目名	小頭目名	勢力者名	人口	計	
					戸数	男 女	
	キネボウ		ロンモヘン	ヲシンロン	一一	二六 一八	四四
	トヲヘン		ウイランペホ	ハワンペホ	六〇	九 一五	二四
	トワナウイ		ソロボケ	ウイランボケ	二〇	四四 四四	八八
ゲウ	ゲウクツ	ウミンヲカ	ワタンロン	ホットラバイ	一〇	二二 二五	四七

クツ ルウサウ

ウイランシイタ

ハロンシイタ

一〇 一九 二一 四〇

カナガン

二三 四九 四九 九八

シカタン

二二 五七 四五 一〇二

▲以上各部落の中にて七脚籠より移住したるものをキネボウ、トフヘン、グウツクと称し、ムカエヤより転住したるものをルウサウ、トアナウイと称しヤツチ【※原文…テ】コより別れたるものは、トアナウイの一部となれりと言ふ。但し総頭目ウミンヲカは七脚籠の本社に在り、初めグウツクは戸数二十余にして総頭目ウミンヲカの住む所なりしが、明治四十年海軍の砲撃を受け、続いて蕃社の病疫の流行あり、因て此れを不祥なりとし、部落一部を率い七脚籠の原社に帰住せし当時、他部落も亦た困頓を極たるも、徒るに適當の耕地を得る能はずして依然現地に留りたりといふ。

▲太魯閣蕃の創世的口碑に就ては、上編に於てアタイヤル種族の伝ふる所を掲げたるが、今グウツクを帰順せしむるに因て、太魯閣蕃其のものゝ伝ふる所を調査したり。是れ即ち彼が台湾に来れる最初の事跡として考ふべし。其の口碑に曰く

在昔不具の貴嬢あり、帝は此れを恥じ或る時嬢に其の愛犬を付し糧食及び宝を与へ、一隻の船を贖して海上に放流せり。其の船はいづ【※原文…何日】しか岸に漂着したるも糧【※原文…糧】食は既に盡きたり。愛犬乃ち山に入り獸肉を得て嬢を養ふこと月余に及びしが、或日犬は嬢に謂らく、吾は貴嬢を養ふこと已に久しきも嬢は吾に對して何等の報ふるなし。乞ふ今より別れんと。貴嬢曰く椒顔の至なり、汝が勞は固より大なり、其の報酬としては一週日内に顔面に刺墨を有する女子あり来りて汝が妻たるべしと。其の後數日を経て刺墨の女あり、犬と会して妻となりしが、貴嬢の姿は此の時より不明となれり。此の人犬の夫妻は即ち我が太魯閣の祖先なり云々。

▲又た太魯閣が倒略啞より分れて山東に建社したる年代に就いては、グウツク社蕃は左の如く語れり。

太魯閣蕃は原と埔里社のトロワン蕃より分社し来りしものにして我が祖先の太魯閣に来往せしより既に八代を経たり。而して其の來往の年代は今より約三百年前ならん云々。

太魯閣蕃 (三十三) (大正三年四月十六日)

▲太魯閣蕃が剽悍にして殺讎を好むは他のアクイヤル蕃族に比し更に甚しきものあり。彼は祖先伝來の仇敵と和解をなすは、其の遺言に背き神の祟りを受くるものと思惟し、其の異種族の首級を得るや、祖先の仇を復したる觀念を爲し、又た祖先に対する、礼に於て此の上なき事と自信す。蓋し他のアタイヤル族も亦た同一情状を有すべしと雖も、太魯閣の祖先が如何に獷猛にして鬪争輾転したるやは、古昔歴史の示す所たるなり。而して彼等が出草するや或は数社を合するあり、或は一社を挙るあり、或は当事者のみを以てするあり。其の作動は草叢、樹林、凹地、岩蔭に潜伏するを常とし、射撃隊あり弓銃を用い、突撃隊あり槍刀を用ふ。大抵先づ銃を以て敵を斃し、之に繼ぐに突撃を以てし、此れを讎するを常とするも、或は掩堡を築き戰鬪準備を整へたる後、火を揚げ敵を招き大戦を企つることありと^(註)言ふ。

▲太魯閣が銃及び彈薬に富むことは既に屢々述べし所なるが、今グウツク社蕃の実況は左の如し。(※原文の銃器・彈薬の合計は省略している)

社別及壯丁

	銃		器		弾		薬	
	モーゼル	村田	ウインチスター 十三連発	合計 ^⑤	モーゼル	村田	ウインチスター 十三連発	合計 ^⑤
トヲヘン五	四	一	一	六	四七	〇	一三	六〇
キイボヲ一	三	〇	四	七	一九	〇	四〇	五九
トワナウイ三〇	六	三	一〇	一九	二七	三四	八三	二三四
ルウサウ一〇	五	一	四	一〇	四九	六	四〇	九五
グウクツ七	五	一	三	九	一一	一四	三五	六〇
カナガン二四	一二	一	六	一九	七三	八	九七	一七八
シカタン二四	一四	一	六	二一	九一	一一	一〇四	二〇六
総計七社一〇一	四九	八	三四	九一	四〇七	七三	四二二	八九二

▲右表に依れば連発銃の数の意外に多く、弾薬は平均十二発強を算し其の他も亦た八九発の平均なり。蓋し外社中に在て勢力優秀ならざるに此の備貯あり、則ち其の勢力あるものに至つては決して藐視す可からざるもの有るべきなり。

▲而してグウクツ蕃社は食塩を製す。其の方法は海水を汲み鍋を以て此れを煮沸し、屢々海水を加へて此れを煮詰むるものにして、容量三升の鍋を以てすれば約二斤の食塩を得るといふ。此れに依つて此れを観れば其の未帰順蕃各社も亦た是等の方法に依り塩に乏しからざるを【※原文…得るを】知るべし。然れどもグウクツ各戸に就き実見するに、麻仔を貯へて数千斤に至るも陳々腐敗しつゝあり又た狩獵者を見るに獲物あるも肉のみを取り鹿皮、鹿骨等は抛棄し帰るの状態にあり、又た以て封鎖せられたる【※原文…に因る】の窮状を推知す

べきなり。

▲大正二年五月、蕃務課長金子恵教及び撫育主任筑紫紫次雄、羅東支庁田丸直之、同支庁警部補道下政良、巡查安登達喜雄、服部周蔵を南灣蕃地に出張せしむ。蓋し太魯閣を經略するには南灣の嚮背を察するを至要とし、又た如何なる動機に会するも此れを睽離せしむるの不利なるものあればなり。此れより先き南灣は帰順すると雖ども蕃情は固より常なし。此れに対する蕃務官吏駐在所の設置は頗る断に過ぐるの觀ありと雖も時務の順序は勢ひ此に出てざるを得ず。是に於て總督府は將に中央山脈以西のアタイヤル奥蕃に事あらんとす、即ち益々南灣を撫綏羈縻するの必要を認むるを以て、金子蕃務課長の一行は遍く同【※原文…全】蕃社を巡り訓飭する所あり蕃情ために平穩なり。

太魯閣蕃 (三十四) (大正三年四月十八日)

▲同六月南投庁以北のアタイヤル奥蕃討伐の挙あり。山西のアタイヤル奥蕃を掃討して振古未曾有の大經略を遂行せられたりしが、南灣蕃情は頗る靜謐にして敢て疑懼浮動の事なく、中央山脈以西の蕃氣は爰に全く澄霽を告げ、唯だ太魯閣蕃族が東部台湾の地に跋扈するのみとなれり。是に於て今後の東部台湾の解決は太魯閣蕃の処置如何に存するを以て、今や益々南灣蕃を撫綏し、此れをして斗史蕃と結合せしむるの必要を加ふるに至れり。

▲然るに一種の憂慮すべき事情は、南灣蕃務駐在所に依【※原文…由】て伝へられぬ。曰く曩日太魯閣蕃はシカヨウ蕃地に出草し該蕃を殺滅せんとしたりしに、凶らざりき該蕃は日本に殺戮焼夷せられて全蕃【※原文…社】墟を為しつゝあらんとは、則ち獐猛なる太魯閣も痛く恐怖する所あり。斗史蕃に交渉して謂らく、シカヨウ等

は既に斯くの如し、早晚俱に此の厄に遭はんとす、宜しく往年の確執を忘れ以て互ひに相援はんに若かず、銃器彈藥の如きは我れ且つ此れを供給せんと。爾來往來して交易に従事したりしが、今は南灣蕃も亦た旧怨を抛ち交易を為し、太魯閣の眼中には單發銃を見る殆んど普通物品の如くなるを以て、南灣は此れを利として遂に太魯閣に入り交易をなすに至れりと言ふ。是れ大正二年八月【※原文・間】の事なり。

▲此の時に当り太魯閣を処置する第一著手段としては、南灣斗史をして可及的太魯閣と相離れしむるを要す。然るに斯かる事件の爲め端なく相合ふの機会を得せしめたるは頗る憾みなしとせず、蓋しシカヨウ蕃は斗史蕃と親善なるに、南灣蕃も亦た此れと接近し、曩年より時に俱に相携へて屢々下山貿易せし關係あり。則ちシカヨウの滅亡は幾多の同情なくんばあらず。太魯閣はシカヨウと敵視の間柄にありと雖も該社の粉壘されたる跡を視て一種の觀念を起し又た同情を生じたるものゝ如し。顧ふにシカヨウは原と兇猛なりと雖も地は雪高翁大山の下にありて出草に便ならず、社力も亦た雄大ならざるが爲め、比較的兇行跋扈を為すこと少なかりしなり。是に於て前項に掲ぐるが如き三番【※原文・族】連合の情形に対しては、宜蘭庁は事宜の方法を講じ機先【※原文・転】を制することを怠らず。其の後南灣蕃が太魯閣のプラナヲに行き銃器交換の交渉中、違言を生じ、太魯閣蕃の圍撃する所となり、蕃婦三名を馘首されたりしに依り再び水火の關係をなし相遠かるに至りしと言ふ。

太魯閣蕃（三十五）（大正三年四月十九日）

▲而して一面太魯閣の動靜に就いては宜蘭庁に対して豪も別状あるなく、其のグウクツ蕃帰順し、蕃務駐在所を置きたるため、更に太魯閣の接近を誘導するの傾向を生じつゝあり。

【※原文…本項は調査未了に属するを以て、惟だ現に認むる所の概要を將て左に開列するに過ぎず】

▲太魯閣は東部台湾の強大蕃として同方面の各蕃与に衝を争ふものなし。唯だ南灣蕃が互角の地位に立てりと言ふ其の人口は或は三千四千と言ひ或は五千と言ひ、未だ其の確拠を得ずと雖も兎に角に南灣に超越せるは事實なるものゝ如く、南灣は頗る太魯閣を畏るゝの情態あり。然れども太魯閣も亦た南灣を恐れ、殊に其の敵の背後より来ると前面より来るとを虞とせずして横撃を受くるを虞とせりといふ。而して其の南灣蕃に対するものは主としてグウクツ、カナガン、シカダン等の社蕃にしてグウクツは、先づ其の衝に当り他は其の機會頗る僅少ななるが如し、就中グウクツ社の各部落にして近接の地にあるものはキネバヤ、トウヘンにして南灣に於てはコラゴツ、キンノユス等の社なりと言ふ、其の距離は僅かに半日程にして互に相敵抗し犬猿も畜ならず然れども競うて戦闘を為すと言はんよりは寧ろ互に恐れて警戒せり。

▲又た斗史蕃に対する勢力の關係は主として得奇利上流に盤居する内社太魯閣にして、互ひに其の耕作地を展望し得るの距離にありて、時に罵言を交換することさえあり。其の勢力は斗史に勝る数等なるが如し。其の他得奇利、三棧兩溪の岸に栖息するものゝ如きは猶ほ調査中に属し今確言する能はずと雖も、其の外社と称するものゝ太魯閣内社に対する勢力は、頗る優越の地位にあるものゝの如し。

▲【※原文…各社間の關係】太魯閣蕃は此れを大別すれば内社、外社とし、内社は又た得奇利溪の沿岸三棧溪の沿岸及び木瓜溪の上流なるバトラン蕃等に分別せられ、外社は又た得奇利溪の南北に分別せられたるもの如し。而して此れ等各方面に形成されたる各小社は概して集團部落を為さず、処々に散在【※原文…点】せるが故、南灣蕃の如き團結力も亦た或は薄弱なるべし。彼れ攻守同盟を口にするも一日緩急あれば個々別々の行動に出づるもの多かるべく觀測せらるゝなり、現にグウクツ駐在所に於て操縦せる各社の如きは、タツキリイ方面の蕃を敵なりと称するも、親戚關係者の往来は別に異なりたることなし。是れ等は社と社との交通の甚

だ疎濶せる例証なり。

太魯閣蕃 (三十六) (大正三年四月二十日)

▲又た其の対外関係に於ては前に屢々述ぶる如く、南灣とは絶対に相容れず斗史は原と親交ありしも今は相猜忌せり。木瓜蕃も亦た互ひに睦からず、其のシカヨウ、サラマウ等の蕃は今殆んど剽蕩せられたるが、若し残留蕃ありとするも、宿怨ある太魯閣に投ずるは寧ろ危険なるが為め、決して此れに党するが如きこと有らざるべし。阿眉族たる南勢蕃も亦た宿怨ある間なるを以て今に於て猶【※原文…仍】ほ抗争するといふ。

▲【※原文…農業状態】太魯閣蕃の農より生ずる主産物は陸稲、粟、黍、蕃薯等にして就中粟【※原文…就】類は年中其の半を支ふる能はず。主として蕃薯を以て常食とせるなり。食塩は海水を煮て此れを製するも其の收穫を得る頗る容易ならず。

▲【※原文…最近番情】太魯閣の概況は頗る平穩にして、殊に得奇利溪上流の内社蕃中グウクツ駐在所に出頭し、帰順を請ひ並びに物品の交換を願ふものあり、是れ本年二月の事に属す。更らに【※原文…因て】時機を待つ【※原文…相】て実地を踏査し、其の後に於て許否を決定す可しと云ふ【※原文…する旨を諭示し置きたり】、他日機あらば該地を探険すべく現に企画中あり。

【※原文…大正二年十一月中太魯閣蕃第一回探険情况
一、内社蕃探険の件】

▲太魯閣蕃内社【※原文…蕃】探険は八月十九日駐在所に來りたるシカダン社副頭目ワタンロンが、種々の故障を申立て一時中止するに至りたるが、八月二十日支庁長巡視の際、再び參所せるシカダン社副頭目ワタン

ロロン外一般蕃人に与へられたる訓示に、彼等は深く感動したる模様なりしを以て、一層深重の注意を払ひ此れを操縦したるに同日午後七時、シカダン社副頭目及びキネボ、トアナウイ各社頭目等は内社蕃ソワサル社頭目代理蕃丁ワタンイーバン、勢力者ハロンスールン等を伴ひ、【※原文…当所に】出頭左の如く申し出づ。

今回下山したるは内社蕃ソワサル社蕃人のみにして、ブラナヲ社蕃人等も下山の筈なりしも未だ来らず、且つソワサル社蕃人等は武器を携帯し来らざらしめ、假【※原文…例】令十数名のグークツ蕃人が武装して警戒のため同行するも途中ムキシुकカン社蕃人の起草を防ぐには余り少数なるを以てソワサル社蕃人は一先づ帰社し、附近各社と協議し、途中警戒等に就ては漏れなく手配を定め、満月の頃（九月中旬）再び出迎の爲め下山することに蕃人間に協議纏りしに付、其の際多数のグークツ社蕃丁を伴ひ、探検の途に就かれたし【※原文…と申出ず】云々【※原文に記述なし】。

▲尚ほシカダン社副頭目は内社蕃探検の序を以てシカダン、コロ社を経、我が社をも巡視せられ、敵蕃たるホス社との境界等を能く調査し置かれたしと申出でたり。

太魯閣蕃（三十七）（大正三年四月二十一日）

▲【※原文…二、内社番の情況】

シカダン社頭目ウミンオカは石油発動機船を加害したるホス社に親戚関係あるを以て該社の討伐を恐れ今回出獵を兼ね官の意向を探る爲め来社したるものゝ如し。彼は九月四日グークツ社頭目ソードモヘン方にて、当所收容蕃婦及当方面蕃人参集せる時、種々談話の末左の如く語りたりと。

▲八月上旬クル社に來りたる花蓮港庁收容蕃婦チュワンユワルの話に依れば日本は敵蕃と戰爭中にて多数の損

害を出し、台北基隆に在住の日本人は全滅したる由なりと唱へ、暗に日本の外社蕃討伐は不可能なりとの意を洩らしたる由。右に対し当所の收容蕃婦は、自分は日本に收容せられて日尚ほ浅く未だ日本の本土を見たることなきも、昨年宜蘭、基隆、台北等を觀光し、日本の事情をよく知れり。日本は如何なる事ありても敵蕃の爲めに全滅すること断じてなし、汝の話は一度なりとも台北地方を觀光して日本の事情に通ずる者の信する能はざる所なりと此れを否認したるに、ルーサワ【※原文・オ】社蕃丁ワクンハロンは、自分は先頃駐在所員を送りて蘇灣に至り、同地にて多数の銃器弾丸、鉄線、作業器具等の輸送されつゝあるを見たり。又た宜蘭に滞らせる林阿成を初め蕃婦にも会見したる際、聞く所に依れば、日本は決して然ることなく優勢なる軍隊を以て頻りに兇悪の蕃社を討伐し連戦連勝せりと、されば何れ遠からずホホス社も討伐せら【※原文・さ】れん、其の際は我がグークツ蕃人は率先日本軍の先導たるべし。汝等疑懼の念を起し言を左右に託し何等事情を解せず、妄りに外社蕃人の流言に惑ひ居らば、他日悔ゆることあらんと訓示したるにウーミンオカは沈黙したるが、終りに日本は如何なる態度に出づるか暫く様子を見んと答えたり。

太魯閣蕃 (三十八) (大正三年四月二十二日)

▲【※原文・三】シカダン社頭目ウミンオカは九月四日午後七時当所に出頭したるを以て、【※原文・小職等は】過般支庁長の与へたる訓示の要旨を説示し誤解なきよう注意したるに、彼等は其の旨を諾し、他日御下命の際は副頭目ワタンロ、ンが下山せざれば、自分が参所すべき旨を申出でたり。

▲【※原文・四】内社蕃プラナヲ社頭目ソードオカン外蕃丁十七名、蕃婦十五名は帰順哀願の爲め九月十五日、当所に出頭左の申告をなす。

▲内社蕃各社は日本人の入蕃を歓迎することに協議纏り一同下山の筈なりしも、ソワサル社蕃人等は八月下旬狩獵の帰途、ムキシユクカン社蕃人と衝突し、ムキシユクカン社蕃丁一名に足部貫通銃創にて骨折せしめたるため、其の復讐を恐れ嚴重警戒中なるを以て下山せず、又たシツクイ社蕃人等は下山の途にありしも、鳥の啼声悪しかりしとて途中より引返したるを以て、吾等のみ出迎へのため下山したりと。

▲然るにプラナオ【※原文…ホ】社蕃人等は明治三十五年頃物品交換の爲めグークツ社に來り、其の帰途大清水溪附近にてグークツ社より材木を宜蘭方面に運送する戎克船の船員を殺したることあり。又た先年トオヘン社蕃丁ガランアウイ外数名が内社蕃に旅行したる際、プラナオ社内小社ラツバフ社頭目がガランアウイの銃器を略奪せんとしたることありしを、同行蕃丁の応援を得、辛うじて逃【※原文…遁】げ歸りたることあり、爾來トヘン社蕃人等はラツバフ社蕃人等と【※原文…を】敵視し居り、且つ当方面の蕃人等はプラナオ社と親戚関係少なきを以て、【※原文…少なければ】プラナオ社蕃人の言を信ぜず、若し彼等と同行し途中に於て間違を生じたる時は、日本政府に対し申訳なしとて同行するを肯んぜず。依て【※原文…小職は】汝等内社蕃人にして果して日本警察官の入蕃を歓迎するならば、汝等は帰社の上シツクイ、ソワサル社蕃人に下山を勧誘し、且つラツバフ【※原文…ウ】社頭目等に和解するやう相当なる賠償を持參すべし。又たシツクイ社頭目もトオ【※原文…ー】ヘン社蕃丁ユダオチュワンに多大の侮辱を与へ居る由に付き、相当賠償を持參し和睦すべしと申渡したるに彼等は此れを承知し、同月十六日出発歸社の途に就けり。

▲【※原文…五】大濁水溪左岸へ出獵中のシカダン社頭目ウモンオカの一行は、不獵にて九月十九日出発歸社したるが、彼等はグークツ社滞在中、九月十八日ガオガンチーカイ方にて飲酒酷訂の際、左の如く語りたりと収容蕃婦は密告せり。

太魯閣蕃 (三十九) (大正三年四月二十三日)

▲太魯閣外蕃人等は先年台湾人が擢其利社附近に交換を開始したる際にも兇行を為し、【※原文…後日本がワル社に交換所を開始したる際にも凶行を為し】其の後隘勇線にも屢々出草し、又た彈丸其の他の密交換を為し今回復た石油發動機船員を殺戮し、金員物品を略奪したるも、日本政府は何等懲罰の模様なきのみならず、聞く所に依れば此の頃北埔線海岸分遣所附近にて鉄鍋其の他諸物品の交換を開始せられたる由、而して二三箇月後には銃器彈丸の交換を開始せらるゝ由なるが吾等は帰順以來既に一年半余にして常に温順能く官命を奉じ、一方南灣蕃の圧迫を忍びつゝあるも今に銃器彈丸の交換を許されず、寧ろ此の際壯丁血氣の者は若干の兇行を為したる方、却て銃器彈丸の交換を促進せしむる一手段ならんと扇動したるに、其の場に居たる蕃丁ユダオウミン等二三名は、吾等は男子なりとて奮起せんとしたるが老蕃ソードモヘン及び曾【※原文…普】て台北の觀光を為したる蕃丁ユダオシリ等が、暫く時期を待つべしと極力此れを制止したりと。

▲【※原文…六】九月十五日來所したる内社蕃プラナオ社頭目ソードオカンの談に依れば、内社蕃、トボラ社蕃人等が本月上旬シヤカロ社方面へ向け出草したるに、シヤカロ社蕃社は日本人の爲めに焼き払はれたるものゝ如く、其の蕃屋を認めざりしと。

▲【※原文…七】内社蕃シツクイ社頭目ヤカオタツクン外蕃丁五名、プラナオ社十二名ラツバフ社頭目イーバンバツクル外蕃丁七名は九月二十日午後四時当所に到着、次の如く申し出でたり。吾々は御命令によりトヘン社蕃人と和解したる上、日本警察官の入社を願ふ爲め來社したるものなりと。右に依り小職は其の旨キネボ社頭目及びトヘン社蕃人に通知方の手配をなしたるに、午後六時四十分キネボ社頭目出頭したるに依り小

職はキネボ社頭目に対し、今回下山したる内社蕃人とトーヘン社蕃人と和解せしむるやう申付けたるに、キネボ社頭目は此を承知し、明日同人宅にて和解せしむると言ひて関係内社蕃人を引連れ午後九時出發歸宅せり。

▲九月二十一日トーヘン社蕃丁ガランアウイ、同ユダオチユワン等はトアナウイ社下方にて内社蕃人と云見し、ガランアウイ等はキネボ社頭目等の制止するを聞かず、銃を擬して強硬談判を為せしも纏まらず、同日午前十時頃再び駐在所前に於て会見、辛うじて和解を為し賠償を交換せり。依て小職等は二十三日出發探検の途に就かんと欲し其の準備中、午後二時頃突然グークツ社蕃丁バワンペーホは実子バロンパーワンと共にシツクイ社頭目ヤカラクツクンに向ひ、敵と言ひ盜人と稱し擲【※原文・正】に発砲せんとしたるを、キネボ社頭目等が銃を奪ひて制止したるに再び蕃刀を抜き、ヤカヲ【※原文・オ】タツクンの襟首を掴みて斬り附けんとしたる利那、キネボ社蕃丁ロシンロ、ンが抱き止め幸に負傷はなかりしが、此の騒ぎに内社蕃人等は何れも銃に装填し矢を交へて一時当所を引き上げたが、キネボ、トアナウイ両社頭目及び收容蕃婦等極力仲裁したる結果、辛うじて表面だけは和解したるも、内社蕃人の怨恨は晴れざるもの、如く、後日探検隊の入蕃せし際、恨を晴らさんとの意を洩らし居たりと。

▲此の原因を調ふるに、バワンペーホは二三年前、同人所有のタウラと称する鹹首者を表彰すべき胸当を内社蕃人に竊【※原文・窃】取せられ、爾來屢々賠償を要求したりしも、是れに応ぜざる為め大に恥辱となし居り、今回偶然当所に於て遭遇せしを以て怒氣一時に発し、復讐せんとしたるものなりと。

▲而して当所收容蕃婦及びキネボ、トアナウイ同社頭目等も、本問題は既に先年解決せしものと思料し居りし為め内社蕃人に対し、予め何等の交渉を為さず、遂に今回の騒擾を演ぜしものなりと。

太魯閣蕃(四十)(大正三年四月二十四日)

▲【※原文…八】内社蕃探検隊は九月二十二日を以て正に出発せんと欲し其の準備を終りたる際、前記の如く一蕃丁が暴行を敢てしたる為め、当社蕃人等は同行を肯んぜず、遂に一時延期の止むなきに至れり。依て下山中の内社蕃人等に対しては、自分等は今回汝等の謂【※原文…乞】を容れ内社蕃各社を巡視の筈にて其の準備を終りたるが、蕃人間に種々の故障を生じたるを以て縁起【※原文…喜】悪きにより中止す。後日再び時期を見て実行することあるべきに依り、汝等も親戚訪問の爲め時々当方面に来るべしと諭し帰社せしめたり

▲【※原文…九、外社蕃情況】

八月二十九日来社したるシカダン社蕃丁ユダオロ、ンの語る所に依れば、ホ、ス社蕃人等は石油發動機船加害後日本政府より膺懲せらるゝならんと信じ、重要物品を山奥に運搬避難の準備を爲し、一方壯丁等は海岸の上陸地点に掩堡を築き毎夜潜伏警戒し居れりと

▲【※原文…十】九月三日外社蕃クル社より帰社したるトアナウイ社蕃婦ラワチナスの談に依ば、外社蕃クル社蕃人等は約一週間前狩獵の帰途、隘勇線近くを通行したるに、北埔監督署附近にて警察官より汝等は鉄鍋、紺木綿に欠乏し困窮し居るならん、官庁にては近々汝等に帰順を許さるゝ筈に付、外社蕃各社頭目は直に下山すべしと命ぜられたる由にてクル社勢力者ピサオバワンは蕃丁十数名を伴ひ、九月一日北埔監督署に向け下山したりと。ホ、ス社頭目ハロクナウイ、クル社頭目ウミンヤケン等はホ、ス社蕃丁ワタンロ、ン等が兇行を爲したるに依り日本政府に対し申訳なしとて下山せざりしと言へり。

▲【※原文…十一】九月三日午後來社したるシカダン社頭目ウミンオカがホ、ス社蕃人より聞きたる所なり【※

原文は記述なし】とて語る所によれば、日本は近々の中【※原文・内】外社蕃に帰順を許し、鉄鍋、紺木綿等多数の物品を汽船にて擢其利溪附近に運び、同所にて交換を開始せらるゝ筈なりと

▲右の談話を聞きたる管轄グークツ社蕃人の或る者は、日本は何故兇行したる外社蕃に帰順を許さるゝやと言ひ、又た或る者は、右汽船が擢其利溪附近に入港する時は、物品の交換に非ずして討伐の開始なりと言ひ、又た或る者は右の話は日本警察官より出でたるものに非ずして、外社蕃人の捏造に非ざれば密交換者たる土人の偽言なるべしと言ひて、外社蕃人の言に信を措く者少なし

▲【※原文・十二】九月十四日親戚訪問の爲めルーサオ社に來泊したる外社蕃ドレク社蕃丁ラハンソーカイの談に依れば、九月九日頃ホ、ス社蕃人等狩獵の帰途、北埔隘勇線監督署附近を通過したるに、蕃丁一名鉄条網に触れ負傷したりと

▲外社蕃【※原文・番社】人等【※原文に記述なし】は花蓮港庁より鉄鍋の交換を許され、クル社蕃人等は交換の爲め兩三日中に北埔監督署に向け下山する筈なりと

太魯閣蕃(四十一)(大正三年四月二十五日)

▲【※原文・十三】九月二十四日親戚訪問の爲トワナイ社へ赴く途中、当所へ立寄りたる外社蕃カワン社蕃婦ソーカイチユワス外二名に就き外社蕃の情況を尋ねたるに左の如く語れり

(イ)花蓮港庁にては九月上旬より北埔線蔗埔頭分遣所附近にて、五日日毎に外社蕃に対し物品交換を開始せられホ、ス、クル、ダオラスの三社蕃人は既に多数の物品を交換し、クル社勢力者ピサオパワンの如きは、一人にて鉄鍋七枚を購入したりと。

(ロ) 交換所は蔗埔頭分遣所附近にて、蕃人は鉄条網の線外に居り、交換人は線内にありて物品の授受を為し居れりと。而して交換人は収容蕃婦等にして警察官が立会し、値段は紺木綿一反一円、毛糸類十把一円、斧一挺五十銭、鉄鍋大一枚一円五十銭なりと云ひ、其の他何れも当所より非常に安価なりと言ふも俄かに信じられず。

(ハ) 外社蕃人は多量の砂金を採取し居るも、何れも収容蕃婦チユワンユワル等と密交換を為し、其の金にて物品を交換しつつありと。

(ニ) 花蓮港庁にては今より約三箇月の後に擢其利溪附近まで隘勇線(鉄条網)を前進せられ、同社に交換所を設置せらるゝ筈なりと。

(ホ) 花蓮港庁にてはホ、ス社蕃丁ワタンロ、ン等の兇行に対して何等の賠償をも申附けられず、外社蕃人等は鉄条網に触れ震死せ【※原文…した】るも、賠償を要求せざるに由り、花蓮港庁よりも賠償を要求せられざるは当然也と云ひ居れりと。

九月二十七日親戚訪問の爲め来社したる、シカダン社番丁ダンガオアウイの語る所に依れば、外社蕃人等はグークツ社に居る日本人は警察官に非らず、故に交通船も屢々来らず、花蓮港の隘勇線に居る警察官は、眞の総督閣下の部下にして、吾等が種々の出願を為せば、直に電話を以て総督閣下に上申せられ、折返へし返事あり、故に花蓮港庁警察官の保護を受くれば、遠からず鉄器彈丸の交換を許可せらるべし、グークツ社に居る日本人を経て如何に哀願するも、鉄器彈丸の交換は許されざるべし云々と語り居れりと、又、ホホス社頭目ハロンナウイは、過日下山の際、密かに彈丸十発を貰らひ、其養子三人に分配したりと

(※囲みの部分は原文にあって、連載記事から欠落している部分)

▲九月二十七日午後來社したるカナラガ社蕃婦アソイヤカオの談に依れば、クル社頭目ウミンヤケンも過日下のの際、私かに弾丸五発を貰ひたる由、右に対し小職等は吾等は總督閣下の部下なり、宜蘭庁長は曩に汝等の哀願を容れ隘勇線より遠き交通不便の当地に多大の困難を冒し率先駐在所を建設し、汝等に便宜を与へられたるものにして、今後も益々便宜を与へられんと図られつゝあることは、過日当所に於ける御訓示に徴するも明らかなり。又た弾丸惠との件は多分外社蕃人の捏造にして断じて事実に非るべし。日本官庁は何等の理由なくして弾丸を与へらるゝ筈なし、之に反して惠との必要ある時は十数発の如き少数には非ざるべし。故に汝等は庁長の御訓示を奉じ、温順にして能く農耕を励み、外社蕃人の捏造説を信ず可からずと諭せり。

▲【※原文…十四、】九月二十七日内社蕃ソワサル社より歸社せしトアナウイ社蕃婦バイラバク等が、内社蕃人より聞きたりとて語る所に依れば、シカヤブ、サラマオ蕃人等は日本軍より討伐せられ、家屋、耕作地の別なく全部焼盡せられたるものの如く、常に該方面に当りて煙を見つつありしが、此の頃一部の蕃人等は中央山脈附近に避難したる形跡あるに依り、内社蕃プシヤオ、ムカラオ、プンスバハンの三社蕃人約百名は九月二十五日右避難地へ向け出草したりと。内社蕃人等は、ホ、ス社蕃人等にして大討伐を受くる時は、外社蕃人等は何れも中央山脈附近に退却するの外無かるべしと語り居れり。

太魯閣蕃（四十二）（大正三年四月二十六日）

【※原文…十五、南灣蕃の侵略と番人出願】

▲九月二十八日狩獵より歸社したるトアナウイ社蕃丁ウミンソード等は、九月二十九日出頭【※原文…顧左の如く申告す】の上近來南灣蕃人は非常の勢を以て我が狩獵場を侵略しつゝあり先頃も南灣蕃人の新蕃路を発見

せり。此の勢を以てする時は今後半歳にして濁水溪左岸一帯は同蕃人の為め占領せらるべし、吾等は帰順以來既に一年有半、而も温順よく官命を奉じつゝあり。何故に彈丸の交換を容されざるやと申出でたりと。

▲右に対し小職等は、汝等の窮状は其の筋へ報告し置くも元來銃器彈丸の交換は独りグークツ社のみならず、太魯閣内外社蕃人等が従順官命を奉じ兇行を為さざるに非ざれば許可せられざるべし。何となればグークツ社番人へのみ交換を許さるゝ時は、目下の交換品の如く他の未帰順蕃へ流出せん故に汝等は内外社蕃人に帰順を勧め、一方頭目等が屢々台北に出て総督閣下に他意なき旨を表白すべしと論し置たり。

▲【※原文…十六、】九月二十七日トワナイ社蕃婦ラバイクラバク等と同道來社したるシツクイ社蕃婦イヤンユーワル等の談に依ればソワサル社頭目イーバンバツクル等は九月中旬頃彼等が敵視せるタウサ蕃人等とビヤノホベゲン（タウサー蕃とソワサル社との中間）に会见、イーバンバツクル外一名は互に裸体となり武器を携へず相接近して和睦に関する予備談判を為し、近々の中に和解成立する筈なりと、而して会见の動機はソワサル社蕃人等がムキシユクカン社蕃人と衝突せしに依り、ソワサル社蕃人は従来の悪感を捨てタウサー蕃と同盟し、ムキシユクカンに当らんとするにありと言ふも、此の講和談判は内社ソワサル社の隣接プラナオ、シツクイ社蕃人の故障あるべきを以て成立覚束なかるべし。

▲【※原文…十七、】十月六日出獵の途中來社したるシカタン社蕃丁ガシル、ダンガオ等の談に依れば外社蕃人は交換品が各社普及せば、更に兇行をなし日本人を誅首すれば、花蓮港庁にては銃器彈丸の交換を開始せらるべしと豪語し居りと言。

【※原文…大正二年十一月中 太魯閣蕃々情】

【※原文…第一、南灣、タウサー兩蕃と、太魯閣蕃接觸の状態。】

▲グークツ駐在所職員の探得したる南灣、タウサー兩蕃と、太魯閣蕃接觸の【※原文に記述なし】状態は左の

如し。

(イ) 九月二十七日トアナウイ社に來りたる内社蕃シツクイ社蕃婦イーヤンユワルの談によれば九月中旬頃ソワサル社頭目イーバンバックル等は、曾て敵視し居たるタウサー蕃人と両社の中間に於て、タウサー蕃ロードフ社頭目ウーライルビ外一名は、互に裸体となり寸鉄を帯びず相接近し、講和の予備談判を為したるを以て、近々の中に和解成立する筈なり。其の動機はソワサル社蕃人等がムキシユリガン社蕃人と衝突せしに依り、ソワサル社蕃人は寧ろタウサー蕃人と結び、同盟してムキシユリガン社を攻撃する為なりと云ふと。

太魯閣蕃(四十三)(大正三年四月二十七日)

(ロ) 十月二日太魯閣内社より歸りたるトワナウイ社蕃丁ヤードラフの談に依れば、ソワサル社とタウサー蕃人等との講和は、其の後ソワサル社の隣社たるブラチ【※原文…ナ】オ、シツクイの各部落より頻りに故障をなし居れば、其の成立不調なるべし。

(ハ) 十月十五日親戚訪問の爲め來社したる内社蕃プシヤオ社頭目ヤカオタツパンの言。

内社蕃ソワサル社蕃人は八月下旬ムキシユリガン社と衝突後、二十四年來の復讐たりしタウサー蕃人の言を納れ和睦せんと欲し、其の中間なるピヤンノフベンヘブンに於て屢々會見を重ね、初めはブラナオ社、シツクイ社は此れに反対なりしが、和解成立の後には多数の弾丸の供給自由なりと聞くに及びて、俄かに意を翻へしてソワサル社と歩調を一にし、十月十二日タウサー蕃と會見し、十三日タウサー蕃頭目ウイランラハ(又はウイランルビとも言ふ)及びソワサル社頭目イーバンバックルは、互に関係各社を代表して正式の和解を行ひ、当日會衆二百名にして歡喜の中【※原文…裡】に物品を交換し、近来稀有の盛事なりし。其の交

換に供したるものを挙げれば、タウサー蕃よりは弾丸珠裙等、内社蕃よりは蕃刀、豚等にして其の講和に加盟したる内社蕃は左の如し

ソワサル社	三十三戸	ブラナオ社	二十六戸
ラツパウ社	十六戸	ブチーガン社	二十九戸
シツクイ社	十八戸	ムクバラ社	九戸
シカソ社	四戸	シシヘガン社	十五戸

爾來往來して容易に弾丸を交易し得るが故に、最早やグークツ方面に下山の必要なしと語り、我が社も此れに加担して銃器弾丸の供給を欲するも未だ交渉を開始せず。

(二) 十月二十三日キネボー社頭目ロ、ンモヘンの談。

親戚訪問の爲め内社蕃キネボー社に來りたるブツチーガン社蕃丁ウミンウイランの言に依れば、ソワサル社とタウサー蕃とは十月十三日和睦成り、タウサー蕃は揚言すらく、吾々は南灣蕃と謀り近々キネボー社の下方に至り、和睦を求むる筈なり。若し數回にして目的を達せざればキネボー社を襲撃して鷄豚に至るまで屠らざれば止まずと。

日本に帰服すれば初めは親切なるが如きも、僅かの過失あるも此れを名とし甚大の謝罪の賠償を要求し、若し此れを逡巡すれば數多の軍隊を派し懲罰するを以て、蕃人は悲境の位置に沈倫せざる可からざるに至る、されば【※原文…べからざるを以て】容易に其の誘惑に陥るべからずと、

親戚訪問の爲め内社蕃シイパウ社に旅行したるキネボー社蕃丁ウマオダタイの言を聞くに、ソワサル社蕃丁ウミンヤカオはモーゼル銃一挺を以て、タウサー蕃人の村田彈丸一箱と交換し、現に村田彈丸二発を金十錢づつにて取引しつゝありと。

太魯閣蕃(四十四)(大正三年四月二十八日)

(ホ) 十二月七日トワナウイ社頭目ソードホヒリの言。

十一月六日トワナウイ社に來泊したるドレリ社頭目ラハンソーカイの言に依れば、内社シイバオ社蕃婦二三名は約一週間前ソワサル社に行きタウサー蕃人と同宿し、同蕃に頭髮を裁断せられたる為め、シーバオ社蕃人此れを聞き復讐せん為めソワサル社に押寄せたれども、同社蕃人に阻まれ遂げざりき。本年七八月頃日本軍が鶏【※原文…溪】頭サラマオ方面の蕃社を討伐せるに際し、タウサー蕃は該蕃社に応援して軍隊の首級十八を誂したりと誇大に揚【※原文…掲】言せり

(ハ) 十一月十六日、物品交換として駐在所に來所したる内社蕃ムカコロ社蕃丁ウーミンコロの談。

太魯閣各内社はタウサー蕃人と和睦し彈丸其の他の交換を為しつゝありソワサル社蕃丁ワタンソーカイはモーゼル銃一挺を提供して十月下旬、タウサー蕃婦を娶りたり。

(ト) 十一月十九日、親戚訪問の為めトワナウイに來泊したる外社蕃ブスリーガン社蕃丁ワタンラバイの言。

ブスリーガン社頭目ピサオバワン及び蕃丁ワタンラハイは、各銃器一挺を提供し、約一週間前、内社蕃シイバナ社蕃丁を経てタウサー蕃と珠裙各一枚と交換せり

(チ) 十一月二十六日駐在所に出頭したるシカダン社蕃丁ユーゲオロ、ンの言

タウサー蕃は前に内社蕃と親和し、延いて外社蕃との講和を渴望し交渉しつゝあるを以て、シカダン社及びセンリーガン社は協議し、此の機を利用してタウサー蕃人を廢殺し、銃器彈丸を略奪せんと謀り、約二週間前、センリーガン社副頭目ハロンサビは内社蕃シツクイ社に至りタウサー蕃人と会見し、偽つて彈丸

の欠乏を名とし、其の供給を受くべき条件を附し談判したるに、タウサー蕃の【※原文…は】弾丸は溪頭サラマオ方面より輸入すれば実に無尽蔵なり。現に各自も百発以上を蔵するが故に、汝等媒介の勞を惜【※原文…吝】まざれば同勢百名余り挙つて弾丸を携へ、センリーガン社、グークツ社方面各社と親交を結び大濁水を経て歸社したしと答ふるを以て、茲に協議協定して満月の頃（十二月中旬ならん）ハロンサビ再び迎に來るべきを約し歸社せるを以て、此れが実行の場合は数多のタウサー蕃をセンリーガン溪に誘ひ來り、和を装うて会飲し、其の酪酎に乘じ、兩岸の伏兵起り此れを塵滅して、銃器彈藥を奪取すべく、今酒を盛んに醸造しつゝあり。

又た内社蕃シツクイ社蕃丁ワセアウイは十一月上旬タウサー蕃に至り、南灣蕃と会見し、刀を以て其の頭髪を断ちたりと、其原因は不明なり。

太魯閣蕃（四十五）（大正三年四月二十九日）

（リ）十一月二十八日グークツ社に來泊したるセンリーガン社頭目ハロンサビの言。

内社蕃ソワサル社は本年下旬、隣接せるムキシユリガン社蕃人と争闘して其の蕃丁一名を負傷せしめ一時不和を生じたるが、十月中旬タウサー社と講和したる後、ムキシユリガン社と旧交を復し、加之其の媒介となり、タウサー蕃と親交を締結せしめたり。

内社蕃ブツシヤオ、シーバオ、シツクイの各社は十一月中旬相前後してタウサー蕃と和睦し、盛んに銃丸の交換をなしつゝあり。又たソワサル社蕃人等は弾丸交換の爲め、十一月初旬タウサー蕃ボカアリ社に至り、其の【※原文…社】頭目アウイバカンの紹介にて、南灣蕃クムヤウ社副頭目ユーカンサパンと会見し、

後日和交を為すべく交渉したり。斯くソワサル社がタウサー蕃と親交往來を開始せしより、タウサー蕃より弾丸と珠裙の供給を受けんが為め提出したるモーゼル銃は既に四十挺以上に達せり。而して其の交換状況は左の如し

一、タウサー蕃の供給品

弾丸 一発 十錢 珠裙 一枚 銃器一挺 紺木綿 釧鈴等と交換 真鍮鍋 蕃刀等と交換
一、太魯閣蕃の供給するもの

銃器 一挺 弾丸三十発又は珠裙

蕃刀 弾丸十発乃至二十発

豚、釧、鈴類は一定せず。

以上の如くタウサー蕃と内社蕃とは盛んに往來を繁からしめつゝあるを以て、自ら弾丸購入の為め十一月上旬ソワサル社に至り実況を視るに、就中誠意を持して交るものはソワサル社のみにして、他は何れも弾丸の供給を受くるを目的とし親交は第二とす。將來該供給豊富ならば我が社もシカダン社と図り、十二月中旬頃和を講ずる筈なりと。

(又)十二月七日來所したるシカダン社副頭目タワンロ、ンの言。

約一週間前にソワサル社頭目イーバンバツクルがタウサー蕃に旅行して聞き來りたるを、同社蕃丁ピサオロシンの伝ふる様、十二月中旬頃南灣蕃頭目ユーカーンサバン(カムヤウ社)ユーカーンナウイ(キンノス社)大濁水左岸に至り、キネポー社蕃人に対し大声にて和を媾【※原文・約】ぜんことを叫び、若し数回にして此れに応ぜざれば、蕃社を襲撃して人畜を塵殺すべしと。

以上の状況を按ずるに、本年溪頭蕃方面の討伐を受けてより、自然將來の圧迫を免れざれば、銃丸の補給

を図りたるに外ならず。太魯閣内社外社各社の真意亦た此処に存すれば相互の欲望の衝突は遂にシカダン社セントリーガン社等の如き奸計詭策の潜伏となることは想像に余りあることにして、永く平和の接触を維持することは至難中の難事にして、従來の離間策にて奏功することゝ信ぜらるゝを以て、在來の方針を以て当分操縦すべき様駐在所に方寸を授け、此れに拠りて以て生蕃人にも訓諭を加へ置きたり。

太魯閣蕃 (四十六) (大正三年四月三十日)

▲【※原文…第二、台北觀光後の一般の蕃情】

歸社後二日にして天候寒気を催し、觀光せし蕃人中には著しく感冒、マラリア患者続出せしが、蒙昧なる蕃人等は台北滞在中、シヤカロの敵蕃と同宿し伝染病を移入したりと言ひ、或は船中の動揺に基けりと言ひ、区々たる流言蜚語頻りなりしを以て、駐在員は極力氣候の変化に伴ふ結果たるを論し同時に疾病治療に務めたるも、頑迷容易に此を悟らず、中に就てトワナウイ社蕃丁ラウタンシン及びシカダン社頭目ウミンオカの次男ロシンウミンが死亡せし為め愈々其の迷信を増長し、ウミンオカの如きは觀光中患与を受けたる物品全部を集め、次男の屍を飾りて靈を弔ひ、悲哀の極はグークツ社駐在所と死を決して戦ひ愛兒に殉せんなど憤慨せしと言ふ。実子を失ひし身に取【※原文…執】りては二心道理にして同情に値するも【※原文…の】あれども、一般蕃情も稍々動揺するの情あれば、ルーサウ社頭目ソードボヒクは毎夜蕃丁数名に武装を為さしめ駐在所を警戒せし【※原文…め、小宮出張を迄之れを継続しつつあり】む、爾來日を経るに從【※原文…隨】ひウミンオカの挙動も大に悟りたるものゝ如く、現下斯かる苦情を敢てするものなきに至れり。ウミンオカの愚昧に反し、ソードボヒクの殊勝実に嘉賞すべきものあるを以て特に此れを賞讃し置きたり。而して觀光の蕃人開發上、偉大の功

ありしことは、従来の経験に依り、尚ほ一段の功ありしことは疑ひなきを認む。

▲【※原文…第三、太魯閣番探險隊通過後の状況】

太魯閣探險隊【※原文…該隊】通過後直に台北觀光を為さしむる等、大に其の操縦機宜に適したるものありて其の功甚大なりしが故に、探檢当初に宣言せる、南灣蕃制御の準備たるを信じ居るもの、如【※原文…くにし、挙て報告すべき事項なし】し。

【※原文…第四、カナガン社駐在所の建設】

要するに【※原文…以上報告し来りたる如く】、現下の蕃情は頗る順境にして、茲当分變化を来すべき素因をも認めざれば、尚ほ進んで生蕃人の安心すべき操縦法を採り、更にカナガン社に駐在所を増設して、南方の開拓と内社懐柔の策とを講ずる必要あるものと思料し、調査を進めたるに大清水左岸はタツキリ社、ハロクナウイ配下の土地なれば、其の交渉に困難なるべきを以て、寧ろカナガン社現在地に設置するを可なりとす。而して駐在所員は現グークツ社に在る巡查を分割し、此れと警部外一名を配置して、兩駐在所に兼務せしむるを、執務上万全なりと【※原文…思料す、聊か愚見を獻す、

以上

右羅東支庁長報告、第四項は尚精調の上後日稟議する所あるべし】。